# 厚生労働科学研究費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

医薬品等の広告監視の適正化を図るための研究

平成29年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 白神 誠

平成30(2018)年5月

# 目 次

. 総括研究報告 医薬品等の広告監視の適正化を図るための研究 ・・・・・・・・・・・・・・ 白神 誠	1
. 分担研究報告	
1.消費者を対象とした一般用医薬品の広告表現に関する調査・・・・・・ 中島理恵	17
2.診療所の医師による広告監視モニター制度の構築に向けての検討・・・・	47
白神 誠、中島理恵 3.医薬品医療機器等法の観点からの健康食品の広告監視の必要性 ・・・・・	55
. 研究成果の刊行に関する一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81

### 別添3

厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業) 総括研究報告書

医薬品等の広告監視の適正化を図るための研究

研究代表者 白神 誠 日本大学薬学部教授

### 研究要旨

現行の適正広告基準の精査を行うとともに、医薬品等の広告監視指導の運用の明確化するための統一的な運用指針案を策定することを目的に今年度は医療用医薬品、医薬部外品、化粧品の広告の取扱いについて検討を行った。現行の医薬品等適正広告基準(局長通知)は、医薬品等すべてに共通に適用されるような記載になっている。そのため医薬品等の種類によっては該当しない項目もあるし、該当するかどうかも含め解釈が難しい場合がある。そこで、検討に当たっては、解説及び留意事項等(課長通知)を含め医薬品等の種類ごとに作成することとした。医療用医薬品については日本製薬工業協会の代表、化粧品については日本化粧品工業連合会の代表及び東京都の薬事監視担当者の意見を参考に改正案を作成した。今後、公表に向けて関係各方面の意見を聴取していく予定である。

なお、昨年度実施した OTC 医薬品の広告に関する消費者 web 調査の結果を詳細に分析した。

医療用医薬品の広告(プロモーション)活動の監視には医療関係者によるモニター制度が有効であることが明らかとなってきた。しかし、製薬企業の診療所の医師に対するプロモーション活動の実態を間接的に把握する目的で行った薬局薬剤師をモニターとするパイロットスタディの結果からは、その仕組みが有用であるかどうかを評価できなかった。そこで、5名の診療所の医師をモニターとする広告活動監視モニター制度のパイロットスタディを開始した。約6か月の間に13製品16件(1件では特定の薬剤名への言及なし)の事例が報告された。報告された事例が情報提供されたのは、MRからが13件、学術講演会・webセミナーが3件であった。事例の対象となった薬剤は、糖尿病治療薬や経口抗凝固薬など競争の激しい分野のものが多かった。事例の内容としては、承認外の適応、用量での使用を促した事例が最も多く7件、信頼できる根拠データがないにもかかわらず、他剤に対する優位性を説明した事例が4件、添付文書で併用注意となっているにもかかわらず併用を勧めた事

例が 2 件の順であった。今回の診療所の医師をモニターとするパイロットスタディの結果は、診療所の医師が薬の情報を製薬企業に頼っている現状を反映しているように思える。なぜなら、信頼できる根拠データがないあるいはほとんどないにもかかわらず情報提供が行われていることが報告された事例に共通しているからである。多忙な診療所の医師であれば、その真偽を自ら確認することはほとんど行われないだろうとの前提に立っているのであろうか。それらは MR から直接伝えられることもあれば、企業が主催する学術講演会や web セミナーでその分野の専門医を通じて伝えられることもある。報告された事例の中には、印刷物を用いて行われたものも少なくなく、これらは、少なくとも営業所や支店の単位で行われているものと思われる。事例の中で承認前にもかかわらず宣伝を行っているものがあったが、医薬品医療機器等第 68 条違反となるおそれがある。なお、検討会の席では、報告された事例以外にも、承認前に宣伝が行われた事例が複数の委員から指摘された。今回の報告された事例を見てみると、製薬企業の病院の医師・薬剤師に対するプロモーション活動と診療所の医師に対するプロモーション活動と診療所の医師に対するプロモーション活動との間には違いがあるように感じられた。

昨年度の一般用医薬品等に対する医薬品等適正広告基準及び広告監視の運用指針等の検討の背景には一般用医薬品等の広告が厳しく規制されている一方で健康食品の有効性に関する広告が比較的野放しになっていることに対する一般用医薬品業界の不満がある。また、検討会のメンバーからも健康食品の有効性に関する広告に対し繰り返し苦言が呈せられた。そこで本研究では健康食品の有効性に関する広告の実態を把握するとともに、それが消費者に健康被害をもたらすことがあるのかどうかについて検証することとした。

健康食品の有効性に関する広告の実態把握については、消費者がインターネットを通じて情報を収集することが多いのではないかと考え、マスコミ等で癌への効果が話題になることの多い成分について、「成分+癌」のキーワードで google の検索エンジンを用いて検索し、上位に掲載されたものについて検討を行った。これらの製品を扱っている企業のホームページでは、直接癌に対する効果を謳っているものは「霊芝」を除きないが、検索結果の上位には、個人のブログや研究会のようなものが上がってきて、癌に対する効果をデータを交えながら自由に記述している。一見公正なサイトのように見えるが、ブログの中には、いわゆるアフィリエイト広告と思われるものもあり、また、研究会の中には実質的企業がスポンサーとなっているものも見受けられる。たとえ、製品を扱っている企業のホームページに直接癌に効果がある旨の記述がなくても、何らかの情報を持ってインターネットに検索をかけた消費者はそのように認識するように仕向けられている。

健康食品による健康被害の実態については、「事故情報データバンクシステム」を 参照した。「健康食品」の「事故情報」として 2009 年 4 月 ~ 2018 年 3 月に登録され たものは 7763 件であった。事業が開始された当初は 280 件前後の登録件数であったが、2016 年度には 2000 件近くに増加している。報告に基づく傷病内容では消化器障害と皮膚障害の 2 つで全体の 4 分の 3 を占めている。また、傷病の程度については報告のあった 5624 件のうち 71%は医者にかかっておらず、これを含め 88%は 1 週間以内の治療で済んでいる。一方で治療に 1 か月以上要したと報告しているものが 5%あり、死亡も 0.3%報告されていた。平成 17 年度に登録された健康食品に関する事故情報のうち直近 500 件について、「事故情報詳細」を確認したところ 500 件中少なくとも 300 件は、それを販売する企業による広告を見て購入するに至ったと推測することができる。

さらに消費者における健康食品による健康被害の実態と健康食品の広告に対する 認識等を明らかにするため消費者を対象とした web 調査を実施した。「健康食品を 利用して体調を崩した経験」を有する人の割合は6.1%であった。体調を崩した時に 特に何もしなかった人が半数を超えており、医師に相談した人は18%にとどまって いることから、健康被害の多くは軽いものであり、健康被害の経験の有無を尋ねる ような調査をしなければ表には出てこないものが多くを占めていることが伺える。 ただし、数が少ないにしても重大な健康被害を生じた例があることも事実で、「肝機 能障害」や「出血が止まらない」などの記載があった。健康食品による健康被害を 考えるとき、疾患の治療のために健康食品を摂取し治療の機会を逸したり、病気を 悪化させたり、あるいは治療薬との相互作用により健康被害を生じるケースがある ことに留意する必要がある。これらは、健康食品による健康被害の調査では把握さ れない可能性があり、場合によってはより重大な結果を招くことも考えられる。 Web 調査では、聞かれなくても医師に健康食品の利用を伝えると回答した人は 14% に過ぎず、一方聞かれれば話すとした人は81%にのぼっていることから、医療関係 者は患者に健康食品の摂取の有無を積極的に確認することが必要であろう。消費者 は、健康食品を何らかの効果を期待して摂取している。Web 調査によれば、その健 康食品を知ったきっかけは家族や知人に勧められたケースを除けば、ほとんどが企 業による広告である。企業が行う健康食品の有効性に関する広告を信じてその健康 食品を摂取し、一部で健康被害を生じているとすれば、企業の行う広告について厳 しく監視する必要があることは当然のことであろう。健康食品の広告は、景品表示 法と健康増進法により規制されるが、健康保持増進効果を表示することそのものを 禁止しているわけではない。そのために健康食品の広告では、医薬品の広告では好 ましくないとされている、医師等の推奨や、使用者の経験談、利用者のアンケート 結果などを駆使して消費者に利用を促している。企業の健康食品の有効性に関する 広告に誘発されてその健康食品を使用し、結果として健康被害を生じている事例が あるのであれが、医薬品医療機器等法の無許可医薬品として取り締まることも考慮 すべきではないかと考える。

研究分担者:中島理恵 日本大学薬学 部助教

### Á. 研究目的

製薬企業等が行う医薬品等の広告(プロモーション)活動において、医療関係者や患者等の医薬品等の使用者に提供される情報の適切性を担保するために、医薬品医療機器等法には医薬品等の虚偽誇大広告を禁止する規定があり、また、この法規制を踏まえた解釈基準として行政通知「医薬品等適正広告基準」(以下「適正広告基準」)が示されている。

しかしながら、適正広告基準では個別 具体的な広告表現等の適否にまで言及し ていないため、地方自治体の指導内容に 統一化が図られていないのではないかと の指摘がある。広告監視の適正化の観点 からは、監視業務を担う行政間で発生し 得る見解の乖離を埋めることが最低限必 要であり、このため、本研究では適正広 告基準に基づく個別事例ごとの適否判断 について、地方自治体等の行政機関にお ける広告監視指導等の運用をより明確化 するための統一的な運用指針案を策定す ることとしている。昨年度は要指導医薬 品、一般用医薬品及び指定医薬部外品の 広告の取扱いについて議論を行った。今 年度は医療用医薬品、医薬部外品、化粧 品の広告の取扱いについて検討を行っ た。

医療用医薬品の広告(プロモーション) 活動の監視には医療関係者によるモニター制度が有効であることが明らかとなってきた。しかし、製薬企業の診療所の医 師に対するプロモーション活動の実態を 間接的に把握する目的で行った薬局薬剤 師をモニターとするパイロットスタディ の結果からは、その仕組みが有用である かどうかを評価できなかった。そこで、 直接診療所の医師をモニターとする広告 活動監視モニター制度のパイロットスタ ディを開始した。

昨年度の一般用医薬品等に対する医薬 品等適正広告基準及び広告監視の運用指 針等の検討の背景には一般用医薬品等の 広告が厳しく規制されている一方で健康 食品の有効性に関する広告が比較的野放 しになっていることに対する一般用医薬 品業界の不満がある。また、検討会のメ ンバーからも健康食品の有効性に関する 広告に対し繰り返し苦言が呈せられた。 医薬品医療機器等法で医薬品の定義に該 当するものは、必要な許可を取得せずに 製造等を行えば、無許可医薬品の製造等 に該当し、いずれも罰則の対象となる。 多くの健康食品はその広告から判断する 限り、医薬品に該当するおそれが十分に ある。しかもその広告を信じた消費者が その健康食品を摂取することによって一 部で健康被害を生じているとすれば、医 薬品医療機器等法の目的からしてこれを 放置しておくことは問題であろう。そこ で本研究では健康食品の有効性に関する 広告の実態を把握するとともに、それが 消費者に健康被害をもたらすことがある のかどうかについて検証することとし た。

### B. 研究方法

. 医薬品等適正広告基準案及び運用指 針案の策定

検討にあたっては、研究班会議を開催し、医療用医薬品については日本製薬工業協会の代表、化粧品については日本化粧品工業連合会の代表の意見を聴取した。また、化粧品については、東京都の薬事監視担当者の意見も聴取した。また、医療用医薬品については、日本製薬工業協会の自主基準「医療用医薬品製品情報概要等に関する作成要領」を化粧品については、日本化粧品工業連合会の「化粧品等の適正広告ガイドライン 2017年版」を参考にした。

. OTC 医薬品の広告に関する消費者アンケート調査

昨年度インターネット調査会社に登録されたモニターを対象に実施した web 調査の結果を詳細に分析した。アンケートの質問事項は、回答者の基本情報(年齢・性別・居住地)に加え、一般用医薬品に関するイメージ、一般用医薬品の広告に関する意識等とし、性別や年代ごとの違いを<sup>2</sup>検定で比較した。

. 診療所の医師による広告監視モニター制度の構築に向けての検討

日本医師会より会長名で依頼状を出していただき、これにご賛同いただいた神奈川県、埼玉県、千葉県の各医師会よりご推薦いただいた5名の診療所の医師にモニターを依頼した。モニターにはこれまでの経緯及び研究の趣旨を説明したうえで、随時事例を報告するよう依頼した。経験した事例について、報告すべきかどうかについては、特に基準を設け

ず、それぞれのモニターの判断に任せた。また、対象とすべき事例についても、MRからの情報、製薬企業主催の製品説明会、企業のホームページなど特に制限を設けなかった。さらに事例を経験した時期についてもパイロットスタディ開始後に限定せず、過去に経験した事例についても報告するよう依頼した。月1回程度検討会を開催し、生じた課題等について情報交換を行った。なお、検討会にはDI担当の病院薬剤師に参加をお願いしDIの観点からの助言をいただいた。

. 医薬品医療機器等法の観点からの健康食品の広告監視の必要性

検討にあたっては、研究班会議を開催 し、健康食品や広告の専門家の意見を聴 取した。

健康食品の有効性に関する広告の実態 把握については、消費者がインターネットを通じて情報を収集することが多いのではないかと考え、マスコミ等で癌への効果が話題になることの多い成分について、「成分+癌」のキーワードで google の検索エンジンを用いて検索し、上位に掲載されたものについて検討を行った。

健康食品による健康被害の実態については、消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して実施している「事故情報データバンクシステム」を参照した。

さらに消費者における健康食品による 健康被害の実態と健康食品の広告に対す る認識等を明らかにするため消費者を対 象とした web 調査を実施した。Web 調査 は、インターネット調査会社に登録され たモニターのうち現在健康食品を利用している人を対象に 2018 年 3 月に実施した。回答者の年代を 20 代以下、30 代、40 代、50 代、60 代以上とし各年代男女それぞれ 100 名、計 1000 名の回答を収集した。なお、一部の質問については、画面上でスライドを動かすことによって消費者の考える程度を 0 から 100 の間で把握することとした。

(倫理面の配慮) 該当なし。

#### C. 研究結果

. 医薬品等適正広告基準案及び運用指 針案の策定

現行の医薬品等適正広告基準(局長通知)は、医薬品等すべてに共通に適用されるような記載になっている。そのため医薬品等の種類によっては該当しない項目もあるし、該当するかどうかも含め解釈が難しい場合がある。そこで、検討に通知)を含め医薬品等の種類ごとに作成することとした。医療用医薬品については日本ととした。医療用医薬品については日本化粧品工業連合会の代表及び東京都の薬事監視担当者の意見を参考に改正案を作成した。今後、公表に向けて関係各方面の意見を聴取していく予定である。

. OTC 医薬品の広告に関する消費者アンケート調査

「小児用の市販薬の広告に人気キャラクターを使用することについて」という質問に対しては、性別では女性、また年代

別ではより若い世代で、'普通なら嫌が る薬にも子供が親しみを覚えるのでとて も良い 'といった肯定的な意見が多くみ られた(性別 p<0.01, 年代 p<0.01)。 「「飲む前に飲む」という広告にはどの ような効果があるか」に対して、薬の予 防効果を期待すると受け止めた回答は、 性別では女性、年代別ではより高齢の世 代に多く見られた(性別p<0.05,年代 p<0.05)、「市販薬の広告に臨床データが 使われることについて」は、'製薬企業 にとって都合のよいデータだけが出され ているのに、データをうのみにして購入 する消費者もいると思う'という、臨床 データを広告に使用することに対し懐疑 的な意見が男性に多くみられた

(p<0.01)。「市販薬の広告にその医薬品の使用前後の図面や写真を用いることについて」、および「市販薬の広告にその医薬品の使用者の体験談を用いることについて」に対して、肯定的な回答をしたのは、女性に多かった(p<0.01)。消費者の医薬品広告表現の受け取り方には、性別および年代による差がみられ、男性に比べ女性の方が広告表現をありのままに受け入れる傾向があり、また若い世代は、広告に図面・写真および体験談等、視覚等に訴える広告を好むことが示唆された。

. 診療所の医師による広告監視モニター制度の構築に向けての検討

約6か月の間に13製品16件(1件では特定の薬剤名への言及なし)の事例が報告された。事例に関連する企業は10社(1件では2社が関与)で、内資が5社、外資が5社であった。なおそのうちの1社に

ついては 2 製品 4 件の報告があり、その ほか 4 社で 2 製品 2 件の報告があった。

報告された事例が情報提供されたのは、MRからが13件、学術講演会・webセミナーが3件であった。事例の対象となった薬剤は、糖尿病治療薬や経口抗凝固薬など競争の激しい分野のものが多かった。

事例の内容としては、承認外の適応、 用量での使用を促した事例が最も多く7 件、以下、信頼できる根拠データがない にもかかわらず、他剤に対する優位性を 説明した事例が4件、添付文書で併用注 意となっているにもかかわらず併用を勧 めた事例が2件の順であった。

. 医薬品医療機器等法の観点からの健康食品の広告監視の必要性

(1)健康食品の有効性に関する広告の実態 マスコミ等で癌への効果が話題になる ことの多い成分として、「霊芝」、「アガ リスク」、「プロポリス」、「フコイダ ン」、「ブロリコ」を取り上げた。これら の製品を扱っている企業のホームページ では、直接癌に対する効果を謳っている ものはない。例外は「霊芝」であり、多 くの企業がホームページで癌に対する効 果を謳っている。これらの企業は「広 告」とすることによって、絶えず検索結 果の上位に来るようにしている。

検索結果の上位には、個人のブログや研究会のようなものが上がってきて、癌に対する効果をデータを交えながら自由に記述している。一見公正なサイトのように見えるが、ブログの中には、いわゆるアフィリエイト広告と思われるものもあり、また、研究会の中には実質的企業

がスポンサーとなっているものも見受けられる。たとえ、製品を扱っている企業のホームページに直接癌に効果がある旨の記述がなくても、何らかの情報を持ってインターネットに検索をかけた消費者はそのように認識するように仕向けられている。

(2)健康食品による健康被害の実態

「事故情報データバンクシステム」で、「健康食品」かつ「事故情報」のキーワードで検索すると 2009 年 4 月~2018 年 3 月に登録されたものは 7763 件であった。事業が開始された当初は 280件前後の登録件数であったが、2011 年度に 586 件と前年の 2 倍以上となり、2015年度には 900 件近くとなり、2016 年度には 2000 件近くに増加している。

報告に基づく傷病内容では消化器障害が3397件(44%)、皮膚障害が2300件(30%)とこれら2つで全体の4分の3を占めている。また、傷病の程度については報告のあった5624件のうち3975件(71%)は医者にかかっておらず、これを含め4924件(88%)は1週間以内の治療で済んでいる。一方で治療に1か月以上要したと報告しているものが272件(5%)あり、死亡も17件(0.3%)報告されていた。

これらの健康被害が、消費者が健康食品の有効性に関する広告を信じて摂取した結果生じたのかどうかは調査されていない。そこで平成17年度に登録された健康食品に関する事故情報のうち直近500件について、「事故情報データバンクシステム」に添付されている「事故情報詳細」を1件1件確認し、健康食品の摂取のきっかけが当該健康食品の有効性に

関する広告にあるのかどうかを検討し た。

事故情報詳細には、何を通じて当該健 康食品を入手したかが記載されているも のがある。これらのうち、「インターネ ット」、「スマホ」、「SNS」、「折り込み広 告、「テレビショッピング、「テレビ広 告」、「通販」等により購入したとする者 は、対象とした 500 件中 300 件あり、少 なくともこれらについては、それを販売 する企業による広告を見て購入するに至 ったと推測することができる。ちなみに 500件の購入目的は、「ダイエット」と明 記しているものが、126件あり、明記は していないものの、ダイエットの目的で の購入と思われる「スムージー」、「酵 素」、「青汁」の購入者を加えると、246 件と全体のほぼ半分を占めていた。

### (3)消費者を対象とした web 調査

「健康食品」として思い浮かべるもの 「最も多くの人が健康食品と考えたの は「健康に良い成分を入れたカプセル、 錠剤、粉末、液体(いわゆるサプリメント)」で74.1%、次いで「特定保健用食品 (トクホ)」が61.6%で、これら以外のも のは全て50%以下であった。最も低かっ たのは「野菜や果物など加工していない 食品」で30.6%であった。以上から、以 後の質問に対する回答は、回答者が健康 食品と考えているものについての回答で あることに留意する必要がある。

健康食品を初めて利用した年齢

健康食品を初めて利用した年齢を 60 代以上の回答者についてみてみると、60 代以上が最も多く 40.0%、次いで 50 代 が 35.5%、40 代が 13.5%と、年代が高く なるにつれて多くなっている。また、女 性は男性に比べ、より低い年代から利用 し始めていた。

健康食品を2か月ほど利用して満足する効果が得られなかった場合

健康食品を2か月ほど利用して満足す る効果が得られなかった場合に、「利用 するのをやめる」と回答した人が 44.2%、「がまんして、もう少し利用す る」と回答した人が51.1%、「摂取する 量を増やす」と回答した人が4.7%であ った。「利用するのをやめる」と回答し た人は女性に比べて男性の方がわずかに 多かった。年代別にみると、「利用する のをやめる」と回答した人が半数を超え ていたのは、男性の40代(51%)と女性の 30代(53%)であった。一方女性の60代 以上では62.0%の人が「がまんして、も う少し利用する」と回答している。ま た、男性の20代以下、30代及び女性の 20代以下では、「摂取する量を増やす」 と回答した人が 9.0% おり、女性の 30代 でも7.0%と年代の若い人で「摂取する 量を増やす」と回答した人が多くみら れ、健康食品については、摂取すべき量 を守らないことによる健康被害の発生が 指摘されており留意する必要がある。

健康食品を利用して体調を崩した経験これまでに健康食品を利用して体調を崩したと回答した人が 6.1% あった。症状としては消化器症状が 55.7% と半数以上を占め、次いで皮膚症状が 19.7% となっている。

体調を崩した時に 50.8%は、「特に何もしなかった」と回答している。医師に相談した人は 18.0%で、中には肝機能障害や出血が止まらないなどの症状の人もいた。

医師に健康食品の利用を伝えるか 医師に「聞かれなくとも健康食品を利 用していることを伝える」と回答した人 は 14.0%、「聞かれても話さないと思 う」と回答した人は 4.8%で、大部分の 人(81.2%)は「聞かれれば話すと思う」 と回答している。

健康食品についての説明

a.健康食品に「機能性表示食品」と表示するには国の許可を必要とする

正しいと回答した人が 59.7%、正しくない(正解)と回答した人が 15.8%と、機能性表示食品の制度についてはまだ、十分には浸透していないことがわかる。特に 60 代以上では、70%の人が誤答している。

b.健康食品は、病気を予防したり治したりできると表示することはできない

正しい(正解)と回答した人が 78.9%、 正しくないと回答した人が 6.6%と多く の人が理解している。それにもかかわら ず多くの人がこれらの効果を期待して健 康食品を利用していることとのギャップ について検討する必要があろう。

c.健康食品で健康被害が生じたとき被害者を救済する国の制度がある

正しいと回答した人が 29.4%、正しくない(正解)と回答した人が 22.5% とほぼ拮抗している。しかし、わからないと回答した人が半数近くにのぼっている。

健康食品についてのコメントへの賛否 a.健康食品は食品なので決められた量 より多く摂取しても大きな害はない

全体の平均は35.3であったが、男が39.3、女が31.3と、男の方が8ポイント高い。分布をみると、40%近くの人が20未満と否定的である一方で、40~60に合

計 20%を超える人のピークがあり、そのようなことがあるかもしれないと考えている人が少なからずいることがわかる。 年代別にみると、男の 20 代以下が 44.1 と最も高く、最も低いのは女の 50 代の 28.0 であった。

b.健康食品をうまく使えば薬のように 病気を治したり予防したりすることがで きる

全体の平均は 37.0 であったが、男が 40.8、女が 33.3 と、男の方が 7.5 ポイント高い。分布をみると、10 未満と 50~60 の二峰性になっており、否定的である人がいる一方で、そのようなことがあるかもしれないと考えている人が少なからずいることがわかる。年代別にみると、男の 20 代以下が 43.4 と最も高く、最も低いのは女の 20 代以下の 29.1 であった。

c. 製薬企業が発売する健康食品は信頼 できる

全体の平均は 49.2 と比較的高く、男女で大きな差はみられなかった。分布をみると、 $50\sim60$  にピークがある。年代別にみると、女の 20 代以下が 53.2 と最も高く、最も低いのは女の 60 代以上の 43.5 であった。

d.健康食品と違って市販薬(薬局やドラッグストアで買える薬)は副作用があるので長く使うべきではない

全体の平均は50.7と比較的高く、男女で大きな差はみられなかった。分布をみると、10未満、50~60,90以上の3つのピークがある。この結果は、新たなスイッチOTC薬として開発が期待されている生活習慣病薬が、消費者に受け入れられない可能性があることを示唆してい

るともいえる。年代別にみると、男の60 代以上が58.8と最も高く、最も低いのは 男の30代と女の30代の45.0であり、年 代による差がみられている。

e.いろいろな成分が入っている健康食品ほど効果が高い

全体の平均は34.4であったが、男が38.2、女が30.6と、男の方が7.6ポイント高い。分布をみると、10未満と50~60の二峰性になっており、否定的である人がいる一方で、そのようなことがあるかもしれないと考えている人が少なからずいることがわかる。年代別にみると、男の20代以下が45.9と最も高く、最も低いのは女の50代の28.8であった。

現在利用中の健康食品の種類数

現在利用中の健康食品が1種類のみの人は33.0%で、残りの67.0%は複数の健康食品を利用している。回答の中での最大は25種類で、10種類以上利用している人がこれを含め2.4%いた。

その健康食品をどのようにして知った のか

現在利用中の健康食品のうち利用し始めてから最も日が浅いものについてその健康食品をどのようにして知ったのかを尋ねたところ、「家族・知人から勧められて」が24.6%と最も多く、以下「テレビの健康番組で取り上げられているのを見て」18.8%、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌の広告を見て」17.8%、「健康雑誌の記事を読んで」10.7%、「インターネットを見て」が比較的上位に来ているのは、web 調査の回答者であることに留意する必要があろう。

在利用している健康食品を選んだ決め

7

その健康食品を選んだ決め手について 選択肢の中から3つ以内で選んでもらった。最も多くの人が選択したのは、「価格」の32.4%で、以下「家族・知人の勧め」28.8%、「広告にあった品質の保証」 22.0%、「広告にあった利用した人の経験 談」16.8%の順であった。

健康食品を選ぶ判断に与える影響の度 合い

広告でしばしば見かける内容について、健康食品を選ぶ際の判断にどの程度の影響を与えるかを尋ねた。

a. 健康食品を利用した人の経験談

影響の度合いの全体の平均は51.8で、 男女で大きな差はみられない。分布をみると、50~60に大きなピークがみられる。仮に多少なりとも影響を受ける人を60以上とすると、40.4%がこれに該当する。年代別にみると、男の20代以下が58.7と最も高く、最も低いのは男の50代の46.8であった。男女とも若い人ほど影響を受けると回答する傾向がみられた。

### b. 利用者のアンケート結果

影響の度合いの全体の平均は49.1で、男女で大きな差はみられない。分布をみると、50~60に大きなピークがみられる。仮に多少なりとも影響を受ける人を60以上とすると、36.3%がこれに該当する。年代別にみると、女の20代以下が56.3と最も高く、最も低いのは女の50代の43.7であった。男女とも若い人ほど影響を受けると回答する傾向がみられた。

c. 医師などの専門家の推奨 影響の度合いの全体の平均は57.4で、 男女で大きな差はみられない。分布をみると、 $50\sim60$  と  $70\sim80$  に二つのピークがみられる。仮に多少なりとも影響を受ける人を60 以上とすると、半数を超える50.7%がこれに該当する。年代別にみると、男の60 代以上と女の20 代以下とが伴に60.0 と最も高く、低いのは男の50 代の53.7 であった。

### d. 売り上げのランキング

影響の度合いの全体の平均は 46.3 で、 男女で大きな差はみられない。分布をみると、10 以下と 50~60 を中心とした二 つのピークがみられる。仮に多少なりと も影響を受ける人を 60 以上とすると、 半数を超える 34.0%がこれに該当する。 年代別にみると、男の 20 代以下が 54.1 と最も高く、最も低いのは男の 50 代の 38.4 であった。

健康食品の広告でよく見かける文言に ついての認識

健康食品の広告でよく見かける文言に ついてどのような印象を持つかを尋ね た。

a. 天然の成分とか自然の素材を使用している製品は安心できる

全体の平均は 57.0 と比較的高かったが、男が 57.9、女が 56.1 と、男の方が 1.8 ポイント高い。分布をみると、50~60 にピークがみられ、それより上に偏りがみられる。仮に多少なりともそう思うと考える人を 60 以上とすると、49.6%とほぼ半数がこれに該当する。なお、80 以上の人が 18.9%を占めている。年代別にみると、男の 40 代が 60.7 と最も高く、最も低いのは女の 20 代の 53.2 であった。

b. 国産の成分を使用している製品は安

心できる

全体の平均は 59.4 と比較的高かったが、男が 58.0、女が 60.8 と、女の方が 2.8 ポイント高い。分布をみると、50~60 にピークがみられ、それより上に偏りがみられる。仮に多少なりともそう思うと考える人を 60 以上とすると、53.5%と半数以上の人がこれに該当する。なお、80 以上の人が 23.1%を占めている。年代別にみると、女の 50 代が 63.4 と最も高く、最も低いのは男の 50 代の 54.3 であった。

c.「臨床試験済み」とある製品は効果や 安全性が高い

全体の平均は 59.6 と比較的高かったが、男が 58.3、女が 60.8 と、女の方が 2.5 ポイント高い。分布をみると、50~60 と 70~80 に二つのピークがみられ、上に偏りがみられる。仮に多少なりともそう思うと考える人を 60 以上とすると、54.5%と半数以上の人がこれに該当する。なお、80 以上の人が 21.2%を占めている。年代別にみると、女の 50 代が 62.6 と最も高く、最も低いのは男の 30 代の 56.1 であった。

### D. 考察

少し前のデータになるが、2012年に公益財団法人 MR 認定センターが行った調査によると、薬剤を新たに処方する際に最も影響を与える情報源として、診療所の医師では MR が最も多く 28.8%となっている。研究会・講演会が 22.1%で続いているが、これらも製薬企業主催のものと思われ、さらに製品パンフレットの2.2%を加えると全体の 53.2%が情報源のよりどころが製薬企業となっている。今

回の診療所の医師をモニターとするパイ ロットスタディの結果は、このように診 療所の医師が薬の情報を製薬企業に頼っ ている現状を反映しているように思え る。なぜなら、信頼できる根拠データが ないあるいはほとんどないにもかかわら ず情報提供が行われていることが報告さ れた事例に共通しているからである。多 忙な診療所の医師であれば、その真偽を 自ら確認することはほとんど行われない だろうとの前提に立っているのであろう か。それらは MR から直接伝えられるこ ともあれば、企業が主催する学術講演会 や web セミナーでその分野の専門医を通 じて伝えられることもある。それらの発 言を製薬企業が演者に依頼しているのか あるいは演者がスポンサーに配慮して発 言しているのかは明らかではないが、い ずれにしても利益相反の下での発言であ る。

報告された事例の中には、印刷物を用いて行われたものも少なくなく、これらは、少なくとも営業所や支店の単位で行われているものと思われる。

診療上の医師にとっては、保険の審査を通るかどうかが重要な関心事である。 そういう意味では、今回のような事例を 支払基金等に提供していくこともこうい ったプロモーション活動をけん制する有 力な手段となるかもしれない。

事例の中で承認前にもかかわらず宣伝を行っているものがあったが、医薬品医療機器等第68条違反となるおそれがある。なお、検討会の席では、報告された事例以外にも、承認前に宣伝が行われた事例が複数の委員から指摘された。

今回の報告された事例を見てみると、

製薬企業の病院の医師・薬剤師に対する プロモーション活動と診療所の医師に対 するプロモーション活動との間には違い があるように感じられた。

平成26年の東京都の調査によれば、 健康食品の使用によって、体の不調を感 じたことがある人の割合は 4.2%となっ ている。平成27年12月の食品安全委員 会事務局による「いわゆる「健康食品」 について」では、この東京都の調査結果 を含め類似の調査での割合は、0.5~ 7.1%との数値であったとしている。今回 実施した現在健康食品を利用している消 費者を対象とした web 調査(以下「web 調査」という)の結果でも、「健康食品を 利用して体調を崩した経験」を有する人 の割合は6.1%とこの範囲に入ってい る。この報告では、国民の 4~6 割が健 康食品を摂っていると紹介しており、仮 に平均20年間健康食品を摂取している とすると、1年あたり約27万人から1.3 万人が健康食品の使用によって体の不調 を感じていることになる。事故情報デー タバンクシステムへの登録は増えたとは いえ年間 1900 件程度であるから、登録 されている情報はそのごくごく一部に過 ぎない。なお、その内容を詳細にみる と、金銭的なトラブルが伴ったものが大 部分で、生じた健康被害の重篤さを反映 したものではない。 web 調査の結果から みても体調を崩した時に特に何もしなか った人が半数を超えており、医師に相談 した人は 18%にとどまっていることか ら、健康被害の多くは軽いものであり、 健康被害の経験の有無を尋ねるような調 査をしなければ表には出てこないものが 多くを占めていることが伺える。ただ

し、数が少ないにしても重大な健康被害を生じた例があることも事実である。 web 調査でも、「肝機能障害」や「出血が止まらない」などの記載があった。

web 調査の 61 件の健康被害で、回答者が原因であると考えている健康食品の種類を見てみると、ビタミンなどの栄養機能食品が 12 件、特定保健用食品のお茶が 3 件、機能性表示食品が 2 件、いわゆる健康食品が 42 件といわゆる健康食品が圧倒的に多い。なお、医薬品を健康食品と誤認して報告しているものが 2 件含まれていた。

健康食品による健康被害を考えると き、疾患の治療のために健康食品を摂取 し治療の機会を逸したり、病気を悪化さ せたり、あるいは治療薬との相互作用に より健康被害を生じるケースがあること に留意する必要がある。これらは、健康 食品による健康被害の調査では把握され ない可能性があり、場合によってはより 重大な結果を招くことも考えられる。 Web 調査では、聞かれなくても医師に健 康食品の利用を伝えると回答した人は 14%に過ぎず、一方聞かれれば話すとし た人は81%にのぼっていることから、医 療関係者は患者に健康食品の摂取の有無 を積極的に確認することが必要である う。

消費者は、健康食品を何らかの効果を期待して摂取している。Web 調査によれば、その健康食品を知ったきっかけは家族や知人に勧められたケースを除けば、ほとんどが企業による広告である。勧めた家族や知人がどのようにしてその製品を知ったのかは不明であるが、おそらく企業による広告を通じてであるものは少

なくないだろう。企業が行う健康食品の 有効性に関する広告を信じてその健康食 品を摂取し、一部で健康被害を生じてい るとすれば、企業の行う広告について厳 しく監視する必要があることは当然のこ とであろう。健康食品の広告は、景品表 示法と健康増進法により規制される。健 康食品の有効性に関する広告について は、景品表示法ではその広告が「実際よ りも著しく優良である」ことを示すもの を禁止し、健康増進法では健康保持増進 効果等について「著しく事実に相違する 表示」または「著しく人を誤認させる表 示」を禁止しているにすぎず、健康保持 増進効果を表示することそのものを禁止 しているわけではない。そのために健康 食品の広告では、医薬品の広告では好ま しくないとされている、医師等の推奨 や、使用者の経験談、利用者のアンケー ト結果などを駆使して消費者に利用を促 している。企業の健康食品の有効性に関 する広告に誘発されてその健康食品を使 用し、結果として健康被害を生じている 事例があるのであれが、医薬品医療機器 等法の無許可医薬品として取り締まるこ とも考慮すべきではないかと考える。

#### E.結論

現行の医薬品等適正広告基準(局長通知)は、医薬品等すべてに共通に適用されるような記載になっている。そのため医薬品等の種類によっては該当しない項目もあるし、該当するかどうかも含め解釈が難しい場合がある。そこで、検討に当たっては、解説及び留意事項等(課長通知)を含め医薬品等の種類ごとに作成することとした。医療用医薬品及び化粧品に

ついて改正案を作成した。今後、公表に 向けて関係各方面の意見を聴取していく 予定である。

今回の診療所の医師をモニターとする パイロットスタディから、製薬企業の病 院の医師・薬剤師に対するプロモーショ ン活動と診療所の医師に対するプロモー ション活動には違いがあり、診療所の医 師に対するプロモーションの方がより不 適切な事例が多いように感じられた。

すなわち、広告監視を行う上では、病院薬剤師をモニターとする広告監視制度に加えて、診療所の医師をモニターとする広告監視制度が必要であると思われる。また、診療所の医師の多くが薬に関する情報を製薬企業に依拠している現状を考えると、製薬企業から提供される情報を鵜呑みにしないことについて、診療所の医師あるいは医学生に対する啓発活動が必要だと思われた。

一般用医薬品等の広告が厳しく規制されている一方で健康食品の有効性に関する広告が比較的野放しになっていることから、健康食品の有効性に関する広告の実態を把握するとともに、それが消費者に健康被害をもたらすことがあるのかどうかについて検証することとした。

「成分+癌」のキーワードで google の 検索エンジンを用いた検索結果の上位に は、個人のブログや研究会のようなもの が上がってきて、癌に対する効果をデー タを交えながら自由に記述している。一 見公正なサイトのように見えるが、ブロ グの中には、いわゆるアフィリエイト広 告と思われるものもあり、また、研究会 の中には実質的企業がスポンサーとなっ ているものも見受けられる。たとえ、製 品を扱っている企業のホームページに直接癌に効果がある旨の記述がなくても、何らかの情報を持ってインターネットに検索をかけた消費者はそのように認識するように仕向けられている。

「事故情報データバンクシステム」を「健康食品」かつ「事故情報」のキーワードで検索すると 2009 年 4 月 ~ 2018 年 3 月に登録されたものは 7763 件であった。事業が開始された当初は 280 件前後の登録件数であったが、2016 年度には2000 件近くに増加している。対象とした最近の事例 500 件中少なくとも 300 件については、被害者はそれを販売する企業による広告を見て購入するに至ったと推測することができる。

健康食品の使用によって体の不調を感 じたことがある人の割合は、今回実施し た消費者を対象とした web 調査の結果で は 6.1%となっている。 web 調査の結果 からみても体調を崩した時に特に何もし なかった人が半数を超えており、医師に 相談した人は18%にとどまっていること から、健康被害の多くは軽いものであ り、健康被害の経験の有無を尋ねるよう な調査をしなければ表には出てこないも のが大部分であることが伺える。ただ し、数が少ないにしても重大な健康被害 を生じた例があることも事実であり web 調査でも、「肝機能障害」や「出血が止 まらない」などの記載があった。健康食 品による健康被害を考えるとき、疾患の 治療のために健康食品を摂取し治療の機 会を逸したり、病気を悪化させたり、あ るいは治療薬との相互作用により健康被 害を生じるケースがあることに留意する 必要がある。これらは、健康食品による

健康被害の調査では把握されない可能性があり、場合によってはより重大な結果を招く恐れがある。Web 調査では、聞かれなくても医師に健康食品の利用を伝えると回答した人は14%に過ぎず、一方聞かれれば話とした人は81%にのぼっていることから、医療関係者はこのことを念頭に患者に健康食品の摂取の有無を積極的に確認することが必要である。

消費者は、健康食品を何らかの効果を 期待して摂取している。Web 調査によれ ば、ほとんどが企業による広告である。 企業が行う健康食品の有効性に関する広 告を信じてその健康食品を摂取し、一部 で健康被害を生じているとすれば、企業 の行う広告について厳しく監視する必要 があることは当然のことであろう。健康 食品の広告は、景品表示法と健康増進法 により規制されるが、いずれも健康保持 増進効果を表示することそのものを禁止 しているわけではない。そのために健康 食品の広告では、医薬品の広告では好ま しくないとされている、医師等の推奨 や、使用者の経験談、利用者のアンケー ト結果などを駆使して消費者に利用を促

している。企業の健康食品の有効性に関する広告に誘発されてその健康食品を使用し、結果として健康被害を生じている事例があるのであれば、医薬品医療機器等法に基づき無許可医薬品として取り締まることも考慮すべきではないかと考える。

# F.健康危険情報 該当なし

#### G. 研究発表

### 1.学会発表

白神誠:健康食品の広告の問題点;日本薬学会第138年会一般シンポジウム「いわゆる健康食品について薬剤師が知っておくべきこと」。金沢、2018年3月

# H.知的財産権の出願・登録状況 該当なし

# 厚生労働科学研究費補助金 (医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

### 分担研究報告書

### 消費者を対象とした一般用医薬品の広告表現に関する調査

### 研究分担者 中島理恵 日本大学薬学部助教

#### 研究要旨

一般用医薬品の広告は、テレビや新聞等により直接消費者に提供される点において医療用医薬品とは異なる配慮が必要である。このような製薬企業等の広告活動の適切性を担保するために医薬品医療機器等法では、医薬品等の虚偽誇大広告を禁止しており、この法規制は、「医薬品適正広告基準」にてさらに詳細な解釈がなされている。しかし、この基準が作られたのは昭和 55 年であり、当時とは広告のあり方や受け手である消費者の知識等もだいぶ変わっていると予想されることから、新たに消費者を対象とした一般用医薬品の広告のイメージ調査を行った。

調査は構造化質問票を用いてインターネットを介して無記名で実施した。対象者の背景が広く国民の意見を反映しているものとなるよう、全国から男女、および年齢を均等にし、合計 1200 名を収集した。アンケートの質問事項は、回答者の基本情報(年齢・性別・居住地)に加え、一般用医薬品に関するイメージ、一般用医薬品の広告に関する意識等とし、性別や年代ごとの違いを <sup>2</sup> 検定で比較した。

「小児用の市販薬の広告に人気キャラクターを使用することについて」という質問に対しては、性別では女性、また年代別ではより若い世代で、'普通なら嫌がる薬にも子供が親しみを覚えるのでとても良い'といった肯定的な意見が多くみられた(性別 p<0.01, 年代 p<0.01)。「「飲む前に飲む」という広告にはどのような効果があるか」に対して、薬の予防効果を期待すると受け止めた回答は、性別では女性、年代別ではより高齢の世代に多く見られた(性別 p<0.05, 年代 p<0.05)。「市販薬の広告に臨床データが使われることについて」は、'製薬企業にとって都合のよいデータだけが出されているのに、データをうのみにして購入する消費者もいると思う'という、臨床データを広告に使用することに対し懐疑的な意見が男性に多くみられた(p<0.01)。「市販薬の広告にその医薬品の使用前後の図面や写真を用いることについて」、および「市販薬の広告にその医薬品の使用者の体験談を用いることについて」に対して、肯定的な回答をしたのは、女性に多かった(p<0.01)。

本研究では、消費者の一般用医薬品広告表現に対するイメージや考えに対する、性差や年代差が明らかになった。消費者の医薬品広告表現の受け取り方には、性別および年

代による差がみられ、男性に比べ女性の方が広告表現をありのままに受け入れる傾向があり、また若い世代は、広告に図面・写真および体験談等、視覚等に訴える広告を好むことが示唆された。

#### A.研究目的

製薬企業等は、医薬品等の広告(プロモ ーション)活動において、医療従事者や患 者等の医薬品等の使用者が、当該医薬品等 を適正に使用することができるよう、適切 かつ正確な情報の伝達に努めることが求 められる。特に一般用医薬品の広告は、テ レビや新聞等により直接消費者に提供さ れる点において医療用医薬品とは異なる 配慮が必要である。このような製薬企業等 の広告活動の適切性を担保するために医 薬品医療機器等法では、医薬品等の虚偽誇 大広告を禁止しており、この法規制は、「医 薬品適正広告基準 (以下「適正広告基準」) にてさらに詳細な解釈がなされている。し かし、この適正広告基準が作られたのは昭 和 55 年のことであり、当時とは広告のあ り方や受け手である消費者の知識等もだ いぶ変わっていると予想されることから、 新たに消費者を対象とした薬の広告のイ メージ調査を行うこととした。

### B.研究方法

調査は構造化質問票を用いてインターネットを介して無記名で実施した。調査時期は2017年3月とした。対象者は、インターネットリサーチ会社にて予め登録しているモニターをランダム抽出し、回答を依頼した。対象者の背景が広く国民の意見を反映しているものとなるよう、全国から、男女均等で、20代以下、30代、40代、50代、60代、70代以上の各年代についてそ

れぞれ男女各 100 名、合計 1200 名を収集 することとし、それぞれの性別、年代の目 標数が集まった時点で回答を締め切った。

アンケートの質問事項は表 1 で示す通り、回答者の基本情報(年齢・性別等)に加え、一般用医薬品に関するイメージ、一般用医薬品の広告に関する意識等とし、性別や年代ごとの違いを 2 検定で比較した。解析には統計ソフト SPSS Statistics25を用いた。

### (倫理面への配慮)

個人を特定できる個人情報のデータは インターネットリサーチ会社からは納品 されておらず、質問においても、個人情報 の取得は一切行っていない。回答者には、 回答は統計的に処理され個人の特定がで きないようになっている旨を表示した。

### C.研究結果

「小児用の市販薬(一般用医薬品)の広告に人気キャラクターを使用することについてどう思いますか。」という質問に対しては、性別では女性、また年代別ではより若い世代(20~30代)で、'普通なら嫌がる薬にも子供が親しみを覚えるのでとても良い'といった肯定的な意見が多くみられた(表2:性別p<0.01,年代p<0.01)、「忘年会や新年会シーズンになると、よく「飲む前に飲む」という広告を聞くと思います。この広告から、一般消費者は、そ

の市販薬(一般用医薬品)にはどのような

効果があると感じると思いますか」という

問いに対して、'この薬を飲んでからお酒を飲むと、胃のむかつきや二日酔い、頭痛を予防できる'と薬の予防効果を期待すると受け止めた回答は、性別では女性で多く、年代別ではより高齢の世代に多く見られた(表3:性別p<0.05,年代p<0.05)

「市販薬(一般用医薬品)の広告に臨床 データが使われることがありますが、これ についてどう思いますか。」の問いに対し ては、年代別の違いは見られなかったが、 '製薬企業にとって都合のよいデータだ けが出されているのに、データをうのみに して購入する消費者もいると思う'という、 臨床データを広告に使用することに対し 懐疑的な意見が男性に多くみられた(表 6:p<0.01)。

「市販薬(一般用医薬品)の広告にその 医薬品の使用前後の図面や写真を用いる ことについてどう思いますか。」の問いに、 'その薬の効果などがわかりやすくなり、 消費者には購入するかどうかに際して参 考になると思う'と肯定的な回答をしたの は、性別では女性で多く、年代別ではより 若い世代に多く見られた(表7:性別 p<0.01,年代p<0.01)。

「市販薬(一般用医薬品)の広告にその 医薬品の使用者の体験談を用いることに ついてどう思いますか。」に対して、'同じ ような年齢の人の体験談だったりすると、 消費者には購入するかどうかに際しての 参考になると思う'と肯定的な回答をした のは、性別では女性で多く、年代別ではよ り若い世代に多く見られた(表 8:性別 p<0.01,年代 p<0.05)。

「「シリーズ製品の中で最強」という広告があったとき、一般消費者はどのように

感じると思いますか。」に対して、'他社の同じ効果の医薬品と比べても、効き目が強い'と誤解ととれる回答をしたのは、性別では女性で多く、年代別ではより若い世代に多く見られた(表 15: 性別 p<0.05, 年代p<0.01)。

「市販薬(一般用医薬品)についてのテレビでの広告では、「使用上の注意」を示す時間がないので、画面で「使用上の注意」をよく読んで使うよう表示することになっています。このことに気づいていましたか。」に対して、'気づいていた'と回答をしたのは、性別では女性で多く、年代別では40代~50代に多く見られた(表19:性別p<0.01,年代p<0.05)

「市販薬(一般用医薬品)について、効き目や安全性について他社製品と比較する広告を、一般消費者はどう感じると思いますか。」に対して、'製品を選ぶ時の参考になるので是非やってほしい'と肯定的な回答をしたのは、女性に多かった(表 20:p<0.01)。

### D.考察

消費者の医薬品広告表現の受け取り方には、性別および年代による差があることが明らかになった。

「小児用薬の広告にキャラクターを使用すること」については、性別および年代による差が見られ、若い世代の女性に肯定的な意見が多かった。若い年代の女性は、現在実際に子育てを行っている年齢世代の意見として、重視すべきであると考える。

「飲む前に飲む」という広告で、'薬の 予防効果を期待する'、また「シリーズ製 品の中で最強」という広告に対して、'他 社の同じ効果の医薬品と比べても、効き目が強い、というような広告表現を誤解しているととれる回答をしたのは、性別では女性で多かった。一方で、「市販薬の広告に臨床データが使われること」に対して、・製薬企業にとって都合のよいデータだけが出されているのに、データをうのみにして購入する消費者もいると思う、等、懐疑的な意見を示すのは、男性に多くみられたことから、女性の方がより広告に示された表現をありのままに受け入れる傾向があることが示唆された。

年代別の傾向として、若い世代では「市 販薬の広告にその医薬品の使用前後の図 面や写真を用いること」、および「市販薬 の広告にその医薬品の使用者の体験談を 用いること」に対して肯定的な意見が多く みられた。若い世代は、より視覚等に訴え た広告を好む傾向にあることが明らかに なった。

### E . 結論

本研究では、消費者の一般用医薬品広告 表現に対するイメージや考えに対する、性 差や年代差が明らかになった。消費者の医 薬品広告表現の受け取り方には、性別およ び年代による差がみられ、男性に比べ女性 の方が広告表現をありのままに受け入れ る傾向があり、また若い世代は、広告に図 面・写真および体験談等、視覚等に訴える 広告を好むことが示唆された。

F.健康危険情報 該当なし

### G.研究発表

該当なし

H . 知的財産権の出願・登録状況 該当なし

### 表 1 質問内容

Q1.以下の市販薬(一般用医薬品)は、あなたにどの〈らい効果があると思いますか。 最も近 いと思うものをお答え〈ださい。(それぞれ1つずつ選択)

Q1-1.かぜ薬、Q1-2.解熱薬、Q1-3.頭痛薬、Q1-4.胃腸薬(胃のもたれなど)、Q1-5.便 秘薬、Q1-6. 下痢止め、Q1-7. 花粉症の薬(鼻みず、目のかゆみ)、Q1-8. 湿疹の治療薬、 Q1-9. 水虫の治療薬、Q1-10. 肩の痛みや腰痛に対する湿布薬、Q1-11. 疲れたときのビタ ミン剤、Q1-12.目の疲れに対する目薬

ほとんど効かないので購入し|症状が改善する程度の効き ない

効いたり効かなかったりする

よく効く

わからない

Q2.小児用の市販薬(一般用医薬品)の広告に人気キャラクターを使用することについてど う思いますか。(1つ選択)

普通なら嫌がる薬にも子供が親しみを覚えるのでとても良い

それによって健康被害が起こるわけでもないので特に気にならない

子供が必要もない薬を欲しがるかもしれないのでやめてほしい

その他

Q3. 忘年会や新年会シーズンになると、よく「飲む前に飲む」という広告を聞くと思います。こ の広告から、一般消費者は、その市販薬(一般用医薬品)にはどのような効果があると感じ ると思いますか。(1つ選択)

宴会続きで治まらない胃のむかつきや二日酔い、頭痛などを抑える

この薬を飲んでからお酒を飲むと、胃のむかつきや二日酔い、頭痛を予防できる

その他

Q4. 例えば花粉症の時期になると、「花粉症対策に」という広告を聞くと思います。この 広告から、一般消費者は、その市販薬(一般用医薬品)にはどのような効果があると感じると 思いますか。(1つ選択)

花粉症の諸症状を予防する | 花粉症の諸症状を改善する

|その他

Q5、「頭痛に 」という市販薬(一般用医薬品)の広告を見て、 を購入した後でこの は頭痛だけでなく、歯痛や生理痛にも効くことがわかりました。このときに、一般消費者は どのように感じると思いますか。(1つ選択)

頭痛専用の薬だと思って購入したので、歯痛や生理痛にも効くとわかっていたら購入しなか った

頭痛に効果があるならば特に気にならないし、歯痛や生理痛にも効果があるなら、その時に も使用しようと思う

その他

Q6.市販薬(一般用医薬品)の広告に臨床データが使われることがありますが、これについてどう思いますか。(1つ選択)

製薬企業がいい加減な資料をみせることはないと思うので、消費者には購入するかどうかに 際して参考になると思う

製薬企業にとって都合のよいデータだけが出されているのに、データをうのみにして購入する消費者もいると思う

その他

Q7.市販薬(一般用医薬品)の広告にその医薬品の使用前後の図面や写真を用いることについてどう思いますか。(1つ選択)

その薬の効果などがわかりやすくなり、消費者には購入するかどうかに際して参考になると 思う

効果や安全性を過大に表現しているのに、うのみにして購入する消費者もいると思う

消費者がそれによって購入するかどうか惑わされることはないと思う

その他

Q8. 市販薬(一般用医薬品)の広告にその医薬品の使用者の体験談を用いることについて どう思いますか。(1つ選択)

同じような年齢の人の体験談だったりすると、消費者には購入するかどうかに際しての参考になると思う

誰でも同じような効果が得られると思って購入する消費者もいると思う

やらせだと思うので、消費者がそれによって購入するかどうか惑わされることはないと思う その他

Q9.目薬の広告で、差したときの爽快感を訴える広告があります。これを見た一般消費者が、本来の目的ではなく爽快感を得るためにその目薬を購入することがあると思いますか。 (1つ選択)

かなりの割合であると思う そのようなことはほとんどな その他

Q10.市販薬(一般用医薬品)が体に浸透する場面等をアニメーションや模型などを用いて説明している広告がありますが、これについて、どう思いますか。(1つ選択)

その薬がどうして効くのかなどがわかりやすくなり、消費者には購入するかどうかに際して参考になると思う

効果や安全性を過大に表現しているのに、うのみにして購入する消費者もいると思う

消費者がそれによって購入するかどうか惑わされることはないと思う

その他

Q11. 市販薬(一般用医薬品)には、「パブロン」や「アリナミン」、「ルル」など同じシリーズ名を付けた製品が多くありますが、同じシリーズ名の製品でも成分が違っていることを知っていましたか。(1つ選択)

 
 知っていた
 同じシリーズ名なら 成分は同じだと思っ ていた
 気にしたことがなかっ た
 その他

Q12. ある成分を「最大量配合した市販薬(一般用医薬品)」との広告があったとき、一般消費者はどのように感じると思いますか。(1つ選択)

今までで最も効き目が強い医薬品だと思う

量に応じて効果が強くなるとは限らないのに効き目が最大だと思わせる誇大広告だと思う

### その他

Q13.「中年の男性に 」という市販薬(一般用医薬品)の広告を見て、 を購入した後でこの は中年だけでなく、すべての年齢の男性に使用できることがわかりました。このときに、一般消費者はどのように感じると思いますか。(1つ選択)

中年の男性に特に効果があると思って購入したので、すべての年齢の男性に使用できると わかっていたら購入しなかった

中年の男性に効果があるならば特に気にならないし、他の年齢でも効果があるなら、家族で 使用しようと思う

### その他

Q14. 「眠くなりにくい」という市販薬(一般用医薬品)の広告を見て購入したところ、やはり眠くなってしまったとしたら、一般消費者は、どう感じると思いますか。(1つ選択)

「眠くなりにくい」と言っているのに、眠くなってしまったので、誇大広告だと思う

自分には合わなかったのだと思う

### その他

Q15.「シリーズ製品の中で最強」という広告があったとき、一般消費者はどのように感じると 思いますか。(1つ選択)

他社の同じ効果の医薬品と比べても、効き目が強い

シリーズ製品の中で最も効果が強いが、他社の同じ効果の医薬品と比べて効き目が強いかどうかはわからない

#### その他

Q16. 市販薬(一般用医薬品)について発売されてからどれくらいの期間であれば、「新製品」とか「新発売」の製品と広告しても良いと思いますか。(1つ選択)

3ヶ月以内 | 6ヶ月以内 | 1年以内 | 2年以内 | 3年以内 | その他

Q17.以下の市販薬(一般用医薬品)について、「速〈効〈」とか「速効性」とか言われたときに、一般消費者は、服用してからどれ〈らいで効果があらわれると思うと思いますか。(それぞれ1つずつ選択)

Q17-1. 解熱剤、Q17-2. 鎮痛剤、Q17-3. かゆみ止めの外用剤、Q17-4. 鼻炎用点鼻薬(鼻みず、鼻づまり)

5 分以内 15 分以内 30 分以内 1 時間以内 3 時間以内 その他

Q18. 市販薬(一般用医薬品)について、「効果が続く」とか「持続性」とか言われたときに、一般消費者は、朝服用したとしてどのくらい効果が続くと思うと思いますか。(1つ選択)

お昼まで 夕方まで 寝るまで 翌朝まで その他

Q19. 市販薬(一般用医薬品)についてのテレビでの広告では、「使用上の注意」を示す時間がないので、画面で「使用上の注意」をよく読んで使うよう表示することになっています。このことに気づいていましたか。(1つ選択)

### 気づいていた

それらしきことが表示されているのには気づいていたが、表示されている時間が短すぎて内容までは知らなかった

気づいていなかった

その他

Q20. 市販薬(一般用医薬品)について、効き目や安全性について他社製品と比較する広告を、一般消費者はどう感じると思いますか。(1つ選択)

製品を選ぶ時の参考になるので、是非やってほしい

比較内容が正しいかどうかわからないので、やるべきではない

その他

Q21. 市販薬(一般用医薬品)の広告で、医師や薬剤師がその薬を推奨することについてどう思いますか。(1つ選択)

専門家の意見なので、消費者には購入するかどうかに際しての参考になると思う

製薬企業に頼まれて推奨しているのに、うのみにして購入してしまう消費者もいると思う その他

Q22. 市販薬(一般用医薬品)の広告で、タレントが白衣を着て宣伝することについてどう思いますか。(1つ選択)

本物の医師や薬剤師が推奨しているように勘違いし、購入してしまう消費者もいると思う タレントであることが明らかならば消費者がそれによって購入するかどうか惑わされることは ないと思う

その他

Q23. 市販薬(一般用医薬品)について、製品を購入することで懸賞に応募できたり賞品が当たったりするといって広告することについて、一般消費者はどう感じると思いますか。(1つ選択)

行き過ぎたものでなければそれによって不必要な医薬品まで購入する消費者はいないと思うので問題ない

不必要な医薬品まで購入する消費者がいると思うので一切認めるべきでない

その他

表 2 Q2. 小児用の市販薬 (一般用医薬品)の広告に人気キャラクターを使用することについてどう思いますか。

	供が親しみを覚えるので 起こ	によって健康被害が 子供が必要 るわけでもないので しがるかもし 気にならない やめてほし	れないので	合計	P値
男性	175	326	94	595	p<0.01
女性	290	258	50	598	ρ<0.01

		それによって健康被害が 起こるわけでもないので 特に気にならない		合計	P値
20代以下~30代	189	174	36	399	
40代~50代	153	204	40	397	p<0.01
60代~70代以上	123	206	68	397	

表3 Q3. 忘年会や新年会シーズンになると、よく「飲む前に飲む」という広告を聞くと思います。この広告から、一般消費者は、その市販薬(一般用医薬品)にはどのような効果があると感じると思いますか

### 性別

	宴会続きで治まらない胃 のむかつきや二日酔い、 頭痛などを抑える	この薬を飲んでからお酒 を飲むと、胃のむかつき や二日酔い、頭痛を予防 できる	合計	P値
男性	170	418	588	p<0.05
女性	137	459	596	ρ<0.05

	宴会続きで治まらない胃 のむかつきや二日酔い、 頭痛などを抑える	この薬を飲んでからお酒を飲むと、胃のむかつき や二日酔い、頭痛を予防できる	合計	P値
20代以下~30代	120	277	397	
40代~50代	101	297	398	p<0.05
60代~70代以上	86	303	389	

表 4 Q4. 例えば花粉症の時期になると、「花粉症対策に 」という広告を聞くと思います。この広告から、一般消費者は、その市 販薬(一般用医薬品)にはどのような効果があると感じると思いますか。

### 性別

	花粉症の諸症状を予防 する	花粉症の諸症状を改善 する	合計	P値
男性	242	354	596	ne
女性	255	342	597	ns

	花粉症の諸症状を予防 する	花粉症の諸症状を改善 する	合計	P値
20代以下~30代	183	216	399	
40代~50代	145	251	396	p<0.05
60代~70代以上	169	229	398	

表 5 Q5.「頭痛に 」という市販薬(一般用医薬品)の広告を見て、 を購入した後でこの は頭痛だけでなく、歯痛や生理痛にも効くことがわかりました。このときに、一般消費者はどのように感じると思いますか。

### 性別

	頭痛専用の薬だと思って 購入したので、歯痛や生 理痛にも効くとわかって いたら購入しなかった	131. 31. /1/6/	いし、歯 も効果があ	合計	ΡſŪ	<b>i</b>
男性	3	35	513	598	p<0.	05
女性	ļ	57	541	598	ρ<υ.	00
年代別	頭痛専用の薬だ 購入したので、歯 理痛にも効くとわ いたら購入しなか	と思って 特に気に i痛や生 痛や生活 かって みから	効果があるならば こならないし、歯 理痛にも効果があ その時にも使用し う	合計		P値
20代以下	~ 30代	59	340		399	
40代~50	代	50	348		398	p<0.05
60代~70	代以上	33	366		399	

表 6 Q6. 市販薬(一般用医薬品)の広告に臨床データが使われることがありますが、これについてどう思いますか。

	製薬企業がいい加減な 資料をみせることはない と思うので、消費者には 購入するかどうかに際し て参考になると思う	ているのに、データをうの	合計	P値	
男性	239	359	598	p<0.01	
女性	315	278	593	p<0.01	

	製薬企業がいい加減な 資料をみせることはない と思うので、消費者には 購入するかどうかに際し て参考になると思う	よいデータだけが出され ているのに、データをうの	合計	P値
20代以下~30代	194	204	398	
40代~50代	181	213	394	ns
60代~70代以上	179	220	399	

表7 Q7.市販薬(一般用医薬品)の広告にその医薬品の使用前後の図面や写真を用いることについてどう思いますか。

	その薬の効果などがわか ダ りやす〈なり、消費者には え 購入するかどうかに際し み て参考になると思う	表現しているのに、うの はにして購入する当費者	肖費者がそれによって購 へするかどうか惑わされ ることはないと思う	合計	P値
男性	208	308	82	598	n :0.01
女性	291	220	89	600	p<0.01
年代別	りやす〈なり、 消費者に 購入するかどうかに際 て参考になると思う	か 効果や安全性を過大に は 表現しているのに、うの	ることはないと思う	合計	P値
20代以下 -		94 15	•		
40代~50台	弋 1	72 17	<sup>7</sup> 5 52	2 399	p<0.01
60代~70分	代以上      1	33 19	99 67	399	

表8 Q8. 市販薬(一般用医薬品)の広告にその医薬品の使用者の体験談を用いることについてどう思いますか。

	同じような年齢の人の体験談だったりすると、消費 誰でも同じよ者には購入するかどうか 得られると思に際しての参考になると る消費者もに思う	しって購入す 貧者かそれに	よって購入 Šわされる	合計	P値	
男性	166	327	102	595	n = 0 01	
女性	229	262	108	599	p<0.01	
年代別	同じような年齢の人の体験談だったりすると、消費 誰でも同者には購入するかどうか 得られるに際しての参考になると る消費者	うしょうな効果が 費者がそれ らと思って購入す するかどうご ぎもいると思う ことはない		合計	P値	
20代以下		178	68	399		
40代~501		200	63	398	p<0.05	
60代~701	代以上 107	211	79	397		

表 9 Q9.目薬の広告で、差したときの爽快感を訴える広告があります。これを見た一般消費者が、本来の目的ではなく爽快感を得るためにその目薬を購入することがあると思いますか。

### 性別

	かなりの割合であると思 そのような う ないと思う		†	P値
男性	331	269	600	p<0.05
女性	366	231	597	p<0.03

	かなりの割合であると思 う	そのようなことはほとんど ないと思う	合計	P値
20代以下~30代	204	194	398	
40代~50代	257	142	399	p<0.01
60代~70代以上	236	164	400	

表 10 Q10.市販薬(一般用医薬品)が体に浸透する場面等をアニメーションや模型などを用いて説明している広告がありますが、これについて、どう思いますか。

### 性別

	その薬がどうして効くのかなどがわかりやすくなり、消費者には購入するかどうかに際して参考になると思う	効果や安全性を表現しているのに みにして購入する もいると思う	こ、うの 円質石 ス <sub>138</sub> 入する7	がそれによって購 かどうか惑わされ はないと思う	合計	P値
男性	196	<b>;</b>	276	127	599	2.001
女性	288	}	191	121	600	p<0.01
年代別	その薬がどうして効かなどがわかりやすり、消費者には購入かどうかに際して参うなると思う	くな 表現している する みにして購入	のに、うの ハオス沿典者 入す	者がそれによって購 るかどうか惑わされ とはないと思う	合計	P値
20代以下 -	~ 30代	175	137	88	40	0
40代~50分	弋	170	150	79	39	9 p<0.05
60代~70分	代以上	139	180	81	40	0

表 11 Q11.市販薬(一般用医薬品)には、「パブロン」や「アリナミン」、「ルル」など同じシリーズ名を付けた製品が多くありますが、同じシリーズ名の製品でも成分が違っていることを知っていましたか。

## 性別

	知っていた 同じシリー は同じだと		成分 <i>i</i> iた	気にしたことがなかった	合計	P値	
男性		210	148	242	60	00 p<0.05	
女性		236	111	253	60	)0 P<0.03	

知っていた	同じシリー は同じだと	ズ名なら成分 気にしたこと 思っていた	合計	P値		
20代以下~30代	137	93	170	400		
40代~50代	168	76	156	400	ns	
60代~70代以上	141	90	169	400		

表 12 Q12. ある成分を「最大量配合した市販薬(一般用医薬品)」との広告があったとき、一般消費者はどのように感じると思いますか。

# 性別

	今までで最も効き目が強 い医薬品だと思う	量に応じて効果が強くなるとは限らないのに効き目が最大だと思わせる誇大広告だと思う	合計	P値	
男性	237	355	Ę	592 p<0.01	
女性	324	272	Ę	596 P<0.01	

	今までで最も効き目が強 い医薬品だと思う	量に応じて効果が強くなるとは限らないのに効き目が最大だと思わせる誇大広告だと思う	合計	P値	
20代以下~30代	193	202		395	
40代~50代	203	194		397 p<0.05	
60代~70代以上	165	231		396	

表 13 Q13.「中年の男性に 」という市販薬(一般用医薬品)の広告を見て、 を購入した後でこの は中年だけでなく、すべての年齢の男性に使用できることがわかりました。このときに、一般消費者はどのように感じると思いますか。

### 性別

	中年の男性に特に効果があると思って購入したので、すべての年齢の男性に使用できるとわかっていたら購入しなかった	るならば特に気にならないし、他の年齢でも効果があるなら、家族で使用	合計		P値
男性	157	438		595	ne
女性	184	414		598	ns

	中年の男性に特に効果があると思って購入したので、すべての年齢の男性に使用できるとわかっていたら購入しなかった	るならば特に気にならないし、他の年齢でも効果があるなら、家族で使用	合計	P値
20代以下~30代	133	266	399	
40代~50代	114	285	399	p<0.05
60代~70代以上	94	301	395	

表 14 Q14.「眠くなりにくい」という市販薬(一般用医薬品)の広告を見て購入したところ、やはり眠くなってしまったとしたら、一般消費者は、どう感じると思いますか。

### 性別

	「眠くなりにくい」と言って いるのに、眠くなってし 自分には合 まったので、誇大広告だ だと思う と思う	わなかったの	合計	P値	
男性	261	336	597	ne	
女性	238	358	596	ns	

	「眠〈なりに〈い」と言って いるのに、眠〈なってし まったので、誇大広告だ と思う	自分には合わなかったの だと思う	合計	P値
20代以下~30代	173	225	398	
40代~50代	165	232	397	ns
60代~70代以上	161	237	398	

表 15 Q15 「シリーズ製品の中で最強」という広告があったとき、一般消費者はどのように感じると思いますか。 **性別** 

İ	他社の同じ効果の医薬 品と比べても、効き目が 強い	シリーズ製品の 効果が強いが、 じ効果の医薬品 効き目が強いか わからない	他社の同 品と比べて	合計 P値		
男性 女性	152 189		443 409	595 598	p<0.05	
年代別						
	他社の同じ効果の 品と比べても、効き 強い	医薬 効果が強 目が じ効果の	製品の中で最も 針いが、他社の同 医薬品と比べて 「強いかどうかは :い	合計	P値	
20代以下~ 40代~50代 60代~70代	. · ·	128 123 90	270 276 306		398 399 p<0.01 396	

表 16 Q16. 市販薬(一般用医薬品)について発売されてからどれくらいの期間であれば、「新製品」とか「新発売」の製品と広告しても良いと思いますか。

## 性別

	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	2年以内	3年以内		合計	P値	
男性		139	214	201	22	23	599	ns	
女性		147	223	189	16	25	600	115	

## 年代

3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	2年以内	3年以内		合計	P値
20代以下~30代	136	133	109	11	11	400	
40代~50代	93	151	124	9	23	400	p<0.01
60代~70代以上	57	153	157	18	14	399	

表 17 Q17.以下の市販薬(一般用医薬品)について、「速く効く」とか「速効性」とか言われたときに、一般消費者は、服用してからどれくらいで効果があらわれると思うと思いますか

### 性別

		5分以内	15分以内	3	0分以内		1時間以内	3時間以内		合計	P値
解熱薬	男性	48	}	111	2	215	179		46	599	p<0.05
<b>胖</b>	女性	44	ļ	136		249	136		35	600	ρ<0.03
鎮痛剤	男性	68	}	156		233	121		21	599	p<0.05
项(7用月)	女性	63	}	187		251	84		15	600	p<0.03
かゆみ止めの外用剤	男性	185	,	159	•	137	86		31	598	p<0.01
万元のの大田内の大田内	女性	210	)	144	•	179	52		15	600	p<0.01
鼻炎用点鼻薬	男性	132	<u>.</u>	158	•	176	100		33	599	nc
异火巾从异朱	女性	131		194	•	175	80		20	600	ns

		5分以内	15分以内	30分以内	1時間以内	3時間以内	合計	P値
	20代以下~30代	31	96	135	104	33	399	
解熱薬	40代~50代	32	79	155	111	23	400	ns
	60代~70代以上	29	72	174	100	25	400	
	20代以下~30代	47	113	153	69	18	400	
鎮痛剤	40代~50代	46	114	164	68	8	400	ns
	60代~70代以上	38	116	167	68	10	399	
	20代以下~30代	113	105	117	52	12	399	
かゆみ止めの外用剤	40代~50代	145	104	95	42	14	400	ns
	60代~70代以上	137	94	104	44	20	399	
	20代以下~30代	74	120	125	61	19	399	
鼻炎用点鼻薬	40代~50代	85	126	113	60	16	400	ns
	60代~70代以上	104	106	113	59	18	400	

表 18 Q18. 市販薬(一般用医薬品)について、「効果が続く」とか「持続性」とか言われたときに、一般消費者は、朝服用したとしてどのくらい効果が続くと思うと思いますか。

### 性別

	お昼まで	夕方まで	寝るまで	翌朝まで	ĺ	合計	P値
男性		83	289	169	59	600	n<0.01
女性		85	355	116	44	600	p<0.01

<del></del>	ら昼まで 夕方まで	変 寝る	さまで 翌	朝まで	合計	P値
20代以下~30代	54	224	102	20	400	
40代~50代	49	217	102	32	400	p<0.01
60代~70代以上	65	203	81	51	400	

表 19 Q19. 市販薬(一般用医薬品)についてのテレビでの広告では、「使用上の注意」を示す時間がないので、画面で「使用上の注 意」をよく読んで使うよう表示することになっています。このことに気づいていましたか。

## 性別

	気づいていた	ているのに たが、表示:	ことが表示され は気づいてい されている時 気づいていた て内容までは た	なかった	合計	P値
男性		244	219	137	600	p<0.05
女性		291	186	122	599	p 10.00
年代別	気づいていた	ている。 たが、 <sup>®</sup> 間が短 知らな			合計	P値
20代以下		166	151	83	400	- 0.04
40代~50 60代~70		213	123	64	400	p<0.01
0017 ~ 70	いし以上	156	131	112	399	

表 20 Q20. 市販薬(一般用医薬品)について、効き目や安全性について他社製品と比較する広告を、一般消費者はどう感じると思いますか。

## 性別

	製品を選ぶ時の参考にな 比較内容が るので、是非やってほし かわからな い べきではな	いので、やる合	計	P値	
男性 女性	325 379	272 219	597 598	p<0.01	

	製品を選ぶ時の参考になるので、是非やってほしい		合計	P値
20代以下~30代	244	154	398	ne
40代~50代	241	158	399	ns
60代~70代以上	219	179	398	

表 21 Q21. 市販薬 (一般用医薬品)の広告で、医師や薬剤師がその薬を推奨することについてどう思いますか。

## 性別

	専門家の意見なので、消 製楽企 費者には購入するかどう 奨して かに際しての参考になる にして! と思う 者もい	いるのに、うのみ	合計	P値
男性	265	334	599	p<0.01
女性	329	271	600	ρ<0.01

	専門家の意見なので、消費者には購入するかどうかに際しての参考になると思う	奨しているのに、うのみ	合計	P値
20代以下~30代		<u>有でいるとぶり</u> 171	400	
40代~50代	201	198	399	p<0.01
60代~70代以上	164	236	400	

表 22 Q22. 市販薬 (一般用医薬品)の広告で、タレントが白衣を着て宣伝することについてどう思いますか。

# 性別

	本物の医師や薬剤師が 推奨しているように勘違 いし、購入してしまう消費 者もいると思う	タレントであることが明ら かならば消費者がそれに よって購入するかどうか 惑わされることはないと 思う	合計	P値
男性	197	400	597	
女性	188	408	596	ns

	本物の医師や薬剤師が 推奨しているように勘違 いし、購入してしまう消費 者もいると思う	タレントであることが明ら かならば消費者がそれに よって購入するかどうか 惑わされることはないと 思う	合計	P値
20代以下~30代	132	267	399	
40代~50代	125	271	396	ns
60代~70代以上	128	270	398	

表 23 Q23. 市販薬(一般用医薬品)について、製品を購入することで懸賞に応募できたり賞品が当たったりするといって広告することについて、一般消費者はどう感じると思いますか。

### 性別

ば· 医 者	それによつて 个必要な ※ロまで購入する当典 入する	要な医薬品まで購 る消費者がいると思 ミー切認めるべきで	合計	P値
男性	373	226	599	p<0.01
女性	417	181	598	p\0.01
年代	行き過ぎたものでなけれ ばそれによって不必要な 医薬品まで購入する消費 者はいないと思うので問 題ない	不必要な医薬品まで購入する消費者がいると思うので一切認めるべきでない	合計	P値
20代以下~30	)代 260	139	39	9
40代~50代	290	109	39	9 p<0.01
60代~70代以	上 240	159	39	9

#### 別添 4

厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

### 分担研究報告書

診療所の医師による広告監視モニター制度の構築に向けての検討

研究代表者 白神 誠 日本大学薬学部教授 研究分担者 中島理恵 日本大学薬学部助教

#### 研究要旨

医療用医薬品の広告監視の適正化を図るために、広告監視モニター制度が有用であることを、平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金による「製薬企業等による薬事関連コンプライアンス違反の実態とその背景を踏まえた再発防止策の提案」において示した。同研究では、病院薬剤師をモニターとするパイロットスタディ及び薬局薬剤師をモニターとするパイロットスタディを実施した。製薬企業の診療所の医師に対するプロモーション活動の実態を間接的に把握する目的で行った薬局薬剤師をモニターとするパイロットスタディについては、その仕組みが有用であるかどうかを評価できなかった。そこで、直接診療所の医師をモニターとするパイロットスタディを実施した。

神奈川県、埼玉県、千葉県の各医師会よりご推薦いただいた 5 名の診療所の医師に モニターを依頼した。月1回程度検討会を開催し、生じた課題等について情報交換を 行った。

約6か月の間に13製品16件(1件では特定の薬剤名への言及なし)の事例が報告された。報告された事例が情報提供されたのは、MRからが13件、学術講演会・webセミナーが3件であった。事例の内容としては、承認外の適応、用量での使用を促した事例が最も多く7件、以下、信頼できる根拠データがないにもかかわらず、他剤に対する優位性を説明した事例が4件、添付文書で併用注意となっているにもかかわらず併用を勧めた事例が2件の順であった。

信頼できる根拠データがないあるいはほとんどないにもかかわらず情報提供が行われていることが報告された事例に共通している。それらは MR から直接伝えられることもあれば、企業が主催する学術講演会や web セミナーでその分野の専門医を通じて伝えられることもある。報告された事例の中には、印刷物を用いて行われたも

のも少なくなく、これらは、少なくとも営業者や支店が単位で行われているものと思われる。事例の中で承認前にもかかわらず宣伝を行っているものがあったが、医薬品医療機器等第 68 条違反となるおそれがある。なお、検討会の席では、報告された事例以外にも、承認前に宣伝が行われた事例が複数の委員から指摘された。

今回の診療所の医師をモニターとするパイロットスタディから、製薬企業の病院の 医師・薬剤師に対するプロモーション活動と診療所の医師に対するプロモーション活動には違いがあり、より不適切な事例が多いように感じられた。

すなわち、広告監視を行う上では、病院薬剤師をモニターとする広告監視制度に加えて、診療所の医師をモニターとする広告監視制度が必要であると思われる。また、診療所の医師の多くが薬に関する情報を製薬企業に依拠している現状を考えると、診療所の医師あるいは医学生に対する啓発活動が必要だと思われた。

#### A. 研究目的

医療用医薬品の広告監視の適正化を図 るためには広告監視モニター制度の実施 が有用であることを、平成28年度厚生労 働科学研究費補助金による研究「製薬企 業等による薬事関連コンプライアンス違 反の実態とその背景を踏まえた再発防止 策の提案」において示した。同研究では、 病院薬剤師をモニターとするパイロット スタディ及び薬局薬剤師をモニターとす るパイロットスタディを実施した。その 結果、製薬企業が行っている病院でのプ ロモーション活動に対しては、病院薬剤 師をモニターとする広告監視モニター制 度が機能することが示唆され、厚生労働 省においても病院薬剤師をモニターとす る広告活動監視モニター制度を発足させ るに至っている。

一方、製薬企業の診療所の医師に対するプロモーション活動の実態を間接的に 把握する目的で行った薬局薬剤師をモニターとするパイロットスタディについて は、薬局薬剤師が各地で開催される診療 所の医師を中心とした会合での製薬企業 による製品説明会に参加すること等を期待して実施したのであったが、モニターをお願いした薬局薬剤師はそのような会合に出席することがほとんどなかったことからこの仕組みの有用であるかどうかを評価できなかった。

このような仕組みをとったのは、診療 所の医師に直接モニターを引き受けても らうことが困難であると考えられたから であったが、日本医師会のご協力で診療 所の医師にモニターをお引き受けいただ くことが可能となったことから、診療所 の医師をモニターとするパイロットスタ ディを実施した。

### B. 研究方法

日本医師会より会長名で依頼状を出していただき、これにご賛同いただいた神奈川県、埼玉県、千葉県の各医師会よりご推薦いただいた 5 名の診療所の医師にモニターを依頼した。モニターにはこれまでの経緯及び研究の趣旨を説明したうえで、随時事例を報告するよう依頼した。経験した事例について、報告すべきかどうかについては、特に基準を設けず、それぞ

れのモニターの判断に任せた。また、対象とすべき事例についても、MRからの情報、製薬企業主催の製品説明会、企業のホームページなど特に制限を設けなかった。さらに事例を経験した時期についてもパイロットスタディ開始後に限定せず、過去に経験した事例についても報告するよう依頼した。報告に当たっては、報告様であれば関係資料を添付するよう依頼した。月1回程度検討会を開催し、生じた課題等について情報交換を行った。なお、検討会にはDI担当の病院薬剤師に参加をお願いしDIの観点からの助言をいただいた。

#### C. 研究結果

約6か月の間に13製品16件(1件では特定の薬剤名への言及なし)の事例が報告された。事例に関連する企業は10社(1件では2社が関与)で、内資が5社、外資が5社であった。なおそのうちの1社については2製品4件の報告があり、そのほか4社で2製品2件の報告があった。

報告された事例が情報提供されたのは、MR からが 13 件、学術講演会・web セミナーが 3 件であった。事例の対象となった薬剤は、糖尿病治療薬や経口抗凝固薬など競争の激しい分野のものが多かった。

事例の内容としては、承認外の適応、用量での使用を促した事例が最も多く7件、以下、信頼できる根拠データがないにもかかわらず、他剤に対する優位性を説明した事例が4件、添付文書で併用注意となっているにもかかわらず併用を勧めた事例が2件の順であった。

事例を以下に示す。なお、モニターが特

定される恐れがあるので、製品名等は明 示していない。

- 1 承認外の適応、用量での使用を促した 事例
- キノロン系抗菌剤について、MR が、 「本剤は早期より解熱効果がありロ キソニンなどの NSAID を併用しなく て済み費用対効果が高い」と印刷物を 用いて説明した。
- 脂質異常症治療薬について、MR が、「本剤は(本来検査値が高い患者に用いる)最大用量にあげると効果的」との説明があった。さらに「承認外の用量に増量すれば検査値がかなり下がる」と印刷物を用いて説明した。
- 脂質異常症治療薬について、(本来検査値が高い患者に用いる)最大用量を 検査値に関わらず使用できる旨口頭 で説明した。
- ・ 喘息治療薬について、MR が、含量により適応症が異なるにもかかわらず、 どちらの含量も肺気腫に処方可能な 旨口頭で情報提供した。
- ・ 企業主催の認知症治療薬に関する学 術講演会において、演者から「認知症 治療薬の効果が投与開始より約2年 で低下することに対し維持量を現行 の2倍に引き上げたらよいのではな いか」との発言があった。エビデンス が示されていないにも関わらず投与 量の引き上げで認知症の症状の維持・ 改善がなされるという印象を与えた。 なお、演者は特定の薬剤には言及して いなかったが、主催する企業は認知症 治療薬を有している。

- 糖尿病治療薬について、MRが、「本剤は、副作用として、頻尿、多尿、尿量増加があるが、心不全を合併した糖尿病患者には副作用ではなく心不全治療効果となる」と製品説明会で説明した。
- ・ 企業主催の web セミナーで、演者の一 人が承認用量を下回る用量を用いた 症例を提示した。
- 2.信頼できる根拠データがないにもかかわらず、他剤に対する優位性を説明した事例
- ワクチンについて、MRが、信頼できる根拠データがないにもかかわらず、「他社のワクチンは5年で抗体価の減衰がみられ追加免疫接種を推奨しているが、本剤は追加免疫接種の必要がない」と印刷物を用いて説明した。なお、印刷物は持ち帰った。
- ・ 消化性潰瘍治療薬について、MR が、 信頼できる根拠データがないにもか かわらず、「他の作用機序の薬剤では 70%の患者で自覚症状が消失してい ないが、本剤に切り替えたら 4 週間 で 80%以上の患者が改善した」と大 学教授のコメントが掲載されている 資料を用いて説明した。
- ・ 経口抗凝固薬について、MRが、症例数も少なく差がないと感じられるデータを用いて、特定の薬剤をターゲットにその薬剤に対する優位性をiPadを用いて宣伝した。
- 静脈血栓塞栓症治療薬について、MR が、グラフや表などの資料の提示も なく、他の経口凝固薬より優れてい る旨口頭で説明した。

- 3.添付文書で併用注意となっているにもかかわらず併用を勧めた事例
- 過活動膀胱治療薬について、MR が、添付文書の「重要な基本的注意」に抗コリン剤との併用については、「現時点では、・・・安全性及び臨床効果が確認されていないため併用は避けることが望ましい」とされているにもかかわらず、「本剤は抗コリン剤との併用が有用」と口頭で説明した。
- ・ 骨粗鬆症治療薬について、MR が、添付文書で併用注意とされているにもかかわらず、「日本人高齢女性はカルシウムやビタミン D が不足しているため、本剤の骨形成作用が十分に発揮されるためには活性型ビタミン D 製剤等の併用が有用である」と口頭で説明した。なお、このような情報提供は様々な機会に行われていた。また、当該社のホームページの製品 Q&A でも併用を推奨している。
- 4.信頼できる根拠データがないにもかかわらず、本剤の有効性等を説明した事例
- ・ 企業主催の「医療と介護認知症」に関する学術講演会で、演者から「認知症予防には生活習慣病の予防ないし治療が重要である旨が強調され、粥状硬化症を防ぐには A 成分を含む薬剤が有効である」との発言が繰り返された。認知症の発症と脂質異常症の治療との因果関係は説明されていないにも関わらずあたかも有効であるとの印象を抱かせた。なお、主催する企業はA 成分を含む薬剤を有している。
- 5.まだ結論の出ていない臨床試験成績を 用いて説明を行った事例

- 糖尿病治療薬について、企業主催の学 術講演会の席で、MR から、まだ結論 の出ていない本剤対プラセボの試験 のスライドを渡された。
- 6. 承認前にも関わらず宣伝を行った事例
- 慢性便秘症治療薬について、MR が、 承認申請を行った旨の文書を配布し、 こういう患者には効くとか、他の治療 薬を使っている症例にはよいなどと 説明した。なお配布資料の中で、臨床 試験の成績が紹介されている。

#### D. 考察

少し前のデータになるが、2012 年に公 益財団法人 MR 認定センターが行った調 査1によると、薬剤を新たに処方する際に 最も影響を与える情報源として、診療所 の医師では MR が最も多く 28.8%となっ ている。研究会・講演会が22.1%で続いて いるが、これらも製薬企業主催のものと 思われ、さらに製品パンフレットの 2.2% を加えると全体の 53.2%が情報源のより どころが製薬企業となっている。今回の 診療所の医師をモニターとするパイロッ トスタディの結果は、このように診療所 の医師が薬の情報を製薬企業に頼ってい る現状を反映しているように思える。な ぜなら、信頼できる根拠データがないあ るいはほとんどないにもかかわらず情報 提供が行われていることが報告された事 例に共通しているからである。多忙な診 療所の医師であれば、その真偽を自ら確 認することはほとんど行われないだろう

との前提に立っているのであろうか。それらは MR から直接伝えられることもあれば、企業が主催する学術講演会や web セミナーでその分野の専門医を通じて伝えられることもある。それらの発言を製薬企業が演者に依頼しているのかあるいは演者がスポンサーに配慮して発言しているのかは明らかではないが、いずれにしても利益相反の下での発言である。

報告された事例の中には、印刷物を用いて行われたものも少なくなく、これらは、少なくとも営業所や支店の単位で行われているものと思われる。

診療上の医師にとっては、保険の審査 を通るかどうかが重要な関心事である。 そういう意味では、今回のような事例を 支払基金等に提供していくこともこうい ったプロモーション活動をけん制する有 力な手段となるかもしれない。

事例の中で承認前にもかかわらず宣伝を行っているものがあったが、医薬品医療機器等第68条違反となるおそれがある。なお、検討会の席では、報告された事例以外にも、承認前に宣伝が行われた事例が複数の委員から指摘された。

今回の報告された事例を見てみると、 製薬企業の病院の医師・薬剤師に対する プロモーション活動と診療所の医師に対 するプロモーション活動との間には違い があるように感じられた。

#### E.結論

今回の診療所の医師をモニターとする

20120810.pdf (2018.4.14access)

1

パイロットスタディから、製薬企業の病院の医師・薬剤師に対するプロモーション活動と診療所の医師に対するプロモーション活動には違いがあり、診療所の医師に対するプロモーションの方がより不適切な事例が多いように感じられた。

すなわち、広告監視を行う上では、病院 薬剤師をモニターとする広告監視制度に 加えて、診療所の医師をモニターとする 広告監視制度が必要であると思われる。 また、診療所の医師の多くが薬に関する 情報を製薬企業に依拠している現状を考 えると、製薬企業から提供される情報を 鵜呑みにしないことについて、診療所の 医師あるいは医学生に対する啓発活動が 必要だと思われた。

- F.健康危険情報 該当なし
- G. 研究発表 該当なし
- H.知的財産権の出願・登録状況 該当なし

# 別添 1

# 報告樣式

情報の提供が行わ				
れた年月日				
情報提供が行われ				
た製品名				
情報提供を行った				
企業名				
情報提供の方法	1	MRより		
		印刷物を利用して(入手)		
		印刷物を利用して(持ち帰り)		
		i PAD 等を利用して		
	2	製品説明会		
	3	学術講演会		
	4	学会でのランチョンセミナー ( 大会		
		名: )		
	5	学会での企業ブースでの説明		
	6	企業のホームページ		
	7	専門雑誌		
	8	その他		
		(	)	
問題があると思わ				
れる情報の内容				
問題があるとした				
理由				
備考				

報告年月日: 平成 年 月 日

報告者所属: 氏 名:

#### 分担研究報告書

医薬品医療機器等法の観点からの健康食品の広告監視の必要性

研究代表者 白神 誠 帝京平成大学薬学部教授研究分担者 中島理恵 日本大学薬学部助教

#### 研究要旨

昨年度の本研究において一般用医薬品等に対する医薬品等適正広告基準及び広告 監視の運用指針の改正案を検討・提案した。その背景には一般用医薬品等の広告が厳 しく規制されている一方で健康食品の有効性に関する広告が比較的野放しになって いることに対する一般用医薬品業界の不満がある。また、検討会のメンバーからも健 康食品の有効性に関する広告に対し繰り返し苦言が呈せられた。医薬品医療機器等法 で医薬品の定義に該当するものは、必要な許可を取得せずに製造等を行えば、無許可 医薬品の製造等に該当し、いずれも罰則の対象となる。多くの健康食品はその広告から判断する限り、医薬品に該当するおそれが十分にある。しかもその広告を信じた消 費者がその健康食品を摂取することによって一部で健康被害を生じているとすれば、 医薬品医療機器等法の目的からしてこれを放置しておくことは問題であろう。そこで 本研究では健康食品の有効性に関する広告の実態を把握するとともに、それが消費者 に健康被害をもたらすことがあるのかどうかについて検証することとした。

健康食品の有効性に関する広告の実態把握については、消費者がインターネットを通じて情報を収集することが多いのではないかとの仮説に基づき、マスコミ等で癌への効果が話題になることの多い成分について、「成分+癌」のキーワードでgoogleの検索エンジンを用いて検索し、上位に掲載されたものについて検討を行った。検索結果の上位には、個人のブログや研究会のようなものが上がってきて、癌に対する効果をデータを交えながら自由に記述している。一見公正なサイトのように見えるが、ブログの中には、いわゆるアフィリエイト広告と思われるものもあり、また、研究会の中には実質的企業がスポンサーとなっているものも見受けられる。たとえ、製品を扱っている企業のホームページに直接癌に効果がある旨の記述がなくても、何らかの情報を持ってインターネットに検索をかけた消費者はそのように認識するように仕向けられている。

健康食品による健康被害の実態については、消費者庁と独立行政法人国民生活センター

が連携して実施している「事故情報データバンクシステム」を参照した。「健康食品」かつ「事故情報」のキーワードで検索すると2009年4月~2018年3月に登録されたものは7763件であった。事業が開始された当初は280件前後の登録件数であったが、2016年度には2000件近くに増加している。事故情報詳細には、何を通じて当該健康食品を入手したかが記載されているものがある。対象とした500件中少なくとも300件については、被害者はそれを販売する企業による広告を見て購入するに至ったと推測することができる。

平成27年12月の食品安全委員会事務局による報告では、健康食品の使用によって体の不 調を感じたことがある人の割合は、0.5~7.1%であったとしている。消費者における健康 食品による健康被害の実態と健康食品の広告に対する認識等を明らかにするため今回実 施した消費者を対象としたweb調査の結果でも、その割合は6.1%となっている。web調査 の結果からみても体調を崩した時に特に何もしなかった人が半数を超えており、医師に相 談した人は18%にとどまっていることから、健康被害の多くは軽いものであり、健康被害 の経験の有無を尋ねるような調査をしなければ表には出てこないものが大部分であるこ とが伺える。ただし、数が少ないにしても重大な健康被害を生じた例があることも事実で ありweb調査でも、「肝機能障害」や「出血が止まらない」などの記載があった。健康食 品による健康被害を考えるとき、疾患の治療のために健康食品を摂取し治療の機会を逸し たり、病気を悪化させたり、あるいは治療薬との相互作用により健康被害を生じるケース があることに留意する必要がある。これらは、健康食品による健康被害の調査では把握さ れない可能性があり、場合によってはより重大な結果を招く恐れがある。Web調査では、 聞かれなくても医師に健康食品の利用を伝えると回答した人は14%に過ぎず、一方聞かれ れば話とした人は81%にのぼっていることから、医療関係者はこのことを念頭に患者に健 康食品の摂取の有無を積極的に確認することが必要である。

消費者は、健康食品を何らかの効果を期待して摂取している。Web調査によれば、その健康食品を知ったきっかけは家族や知人に勧められたケースを除けば、ほとんどが企業による広告である。企業が行う健康食品の有効性に関する広告を信じてその健康食品を摂取し、一部で健康被害を生じているとすれば、企業の行う広告について厳しく監視する必要があることは当然のことであろう。健康食品の広告は、景品表示法と健康増進法により規制されるが、いずれも健康保持増進効果を表示することそのものを禁止しているわけではない。そのために健康食品の広告では、医薬品の広告では好ましくないとされている、医師等の推奨や、使用者の経験談、利用者のアンケート結果などを駆使して消費者に利用を促している。企業の健康食品の有効性に関する広告に誘発されてその健康食品を使用し、結果として健康被害を生じている事例があるのであれば、医薬品医療機器等法に基づき無許可医薬品として取り締まることも考慮すべきではないかと考える。

#### A. 研究目的

昨年度の本研究において一般用医薬品

等に対する医薬品等適正広告基準及び広 告監視の運用指針の改正案を検討・提案し た。これは「規制改革に関する第4次答申 ~終わりなき挑戦~」において取り上げられた「一般用医薬品及び指定医薬部外の 広告基準等の見直し」に対応するものでもあった。この答申は一般用医薬品等を製がした。この答申は一般用医薬品等を製がもった。の背景の一つおるでのであるが、その背景の一つされているのであるが、とが国によって対しまっても対しになって対した。 ものであるが、その背景の一つはいるにはれていない健康食品の有効性に関するに対するであるが、薬剤師の代表がある。また、検討会のメンバーであった、消費者、医師、薬剤師の代表がらも健康食品の有効性に関するに対し繰り返し苦言が呈せられた。

医薬品医療機器等法は、「人又は動物の 疾病の診断、治療又は予防に使用されるこ とが目的とされている物であつて、機械器 具等でないもの(医薬部外品及び再生医療 等製品を除く。)」あるいは「人又は動物の 身体の構造又は機能に影響を及ぼすこと が目的とされている物であつて、機械器具 等でないもの(医薬部外品、化粧品及び再 生医療等製品を除く。)」は医薬品に該当 すると定義している。医薬品の定義に該当 するものは、製造には製造業、製造販売に は製造販売業、販売には販売業の許可が必 要であり、これらの許可を取得せずに製造 等を行えば、無許可医薬品の製造、製造販 売、販売に該当し、いずれも罰則の対象と なる。これらの許可を取得するためには、 前提としてその製品の品質、有効性、安全 性の観点からの審査を受けて製造販売承 認を取得する必要がある。

医薬品等適正広告基準の考え方に従えば、医薬品の定義の「目的とされている」 ことに関しては、明示的であるか暗示的で あるかを問わないと理解される。このような観点からいえば、多くの健康食品が行っている広告から判断する限り、その健康食品が医薬品の定義にある「目的とされている」ものに該当するおそれが十分にある。しかもその広告を信じた消費者がその健康食品を摂取することによって一部で健康被害を生じているとすれば、医薬品医療機器等法の目的からしてこれを放置しておくことは問題であろう。

そこで本研究では健康食品の有効性に 関する広告の実態を把握するとともに、そ れが消費者に健康被害をもたらすことが あるのかどうかついて検証することとし た。

### B. 研究方法

検討にあたっては、研究班会議を開催し、 健康食品や広告の専門家の意見を聴取した。研究班会議のメンバーである専門家は 以下のとおりである(敬称略)。

梅垣 敬三 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部長

田中 誠 消費者庁表示対策課食品表示 調査官

林 功 アドリーガルオフィス代表 松永 和紀 科学ジャーナリスト

健康食品の有効性に関する広告の実態 把握については、消費者がインターネット を通じて情報を収集することが多いので はないかと考え、想定される消費者の情報 収集経路をたどることにより行った。広告 において癌に対する効果を謳うことは、他 の疾患のケースとは異なり明らかに医薬 品の定義に該当することになる。そこで、 マスコミ等で癌への効果が話題になるこ との多い成分について、「成分+癌」のキーワードでgoogleの検索エンジンを用いて検索し、上位に掲載されたものについて検討を行った。

健康食品による健康被害の実態については、消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して実施している「事故情報データバンクシステム」「を参照した。

さらに消費者における健康食品による 健康被害の実態と健康食品の広告に対す る認識等を明らかにするため消費者を対 象としたweb調査を実施した。Web調査は、 インターネット調査会社に登録されたモ ニターのうち現在健康食品を利用してい る人を対象に2018年3月に実施した。回答 者の年代を20代以下、30代、40代、50代、 60代以上とし各年代男女それぞれ100名、 計1000名の回答を収集することとし、予定 の人数が集まった年代についてはその段 階で回答募集を終了した。調査票は資料1 に示した。なお、質問のうち問9及び問14 以降については、画面上でスライドを動か すことによって消費者の考える程度を0か ら100の間で把握することとした。

#### C. 結果

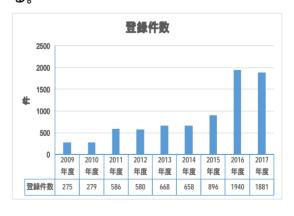
1.健康食品の有効性に関する広告の実態マスコミ等で癌への効果が話題になることの多い成分として、「霊芝」、「アガリスク」、「プロポリス」、「フコイダン」、「ブロリコ」を取り上げた。これらの製品を扱っている企業のホームページでは、おそらく医薬品医療機器等法を意識しているのであろうが直接癌に対する効果を謳っているものはない。例外は「霊芝」であり、多くの企業がホームページで癌に対す

る効果を謳っている。これらの企業は「広告」とすることによって、絶えず検索結果の上位に来るようにしている。

検索結果の上位には、個人のブログや研究会のようなものが上がってきて、癌に対する効果をデータを交えながら自由に記述している。一見公正なサイトのように見えるが、ブログの中には、いわゆるアフィリエイト広告と思われるものもあり、また、研究会の中には実質的企業がスポンサーとなっているものも見受けられる。たとえ、製品を扱っている企業のホームページに直接癌に効果がある旨の記述がなくても、何らかの情報を持ってインターネットに検索をかけた消費者はそのように認識するように仕向けられている。

#### 2.健康食品による健康被害の実態

「事故情報データバンクシステム」で、「健康食品」かつ「事故情報」のキーワードで検索すると2009年4月~2018年3月に登録されたものは7763件であった。各年度ごとの登録件数は下表の通りであり、事業が開始された当初は280件前後の登録件数であったが、2011年度に586件と前年の2倍以上となり、2015年度には900件近くとなり、2016年度には2000件近くに増加している。



http://www.jikojoho.go.jp/ai\_national/

報告に基づく傷病内容では消化器障害が3397件(44%)、皮膚障害が2300件(30%)とこれら2つで全体の4分の3を占めている。また、傷病の程度については報告のあった5624件のうち3975件(71%)は医者にかかっておらず、これを含め4924件(88%)は1週間以内の治療で済んでいる。一方で治療に1か月以上要したと報告しているものが272件(5%)あり、死亡も17件(0.3%)報告されていた。



これらの健康被害が、消費者が健康食品の有効性に関する広告を信じて摂取した結果生じたのかどうかは調査されていない。そこで平成17年度に登録された健康食品に関する事故情報のうち直近500件について、「事故情報データバンクシステム」に添付されている「事故情報詳細」を1件1件確認し、健康食品の摂取のきっかけが当該健康食品の有効性に関する広告にあるのかどうかを検討した。

事故情報詳細には、何を通じて当該健康食品を入手したかが記載されているものがある。これらのうち、「インターネット」、「スマホ」、「SNS」、「折り込み広告」、「テレビショッピング」、「テレビ広告」、「通販」等により購入したとする者は、対象とした500件中300件あり、少なくともこれらについては、それを販売

する企業による広告を見て購入するに至ったと推測することができる。ちなみに500件の購入目的は、「ダイエット」と明記しているものが、126件あり、明記はしていないものの、ダイエットの目的での購入と思われる「スムージー」、「酵素」、「青汁」の購入者を加えると、246件と全体のほぼ半分を占めていた。

- 3. 消費者を対象とした web 調査
- (1)「健康食品」として思い浮かべるもの 「健康食品」と言ったときにそれぞれ の消費者によって思い浮かべるものに違 いがあることが予想されることから行っ

た質問である。最も多くの人が健康食品と考えたのは「健康に良い成分を入れたカプセル、錠剤、粉末、液体(いわゆるサプリメント)」で74.1%、次いで「特定保健用食品(トクホ)」が61.6%で、これら以外のものは全て50%以下であった。最も低かったのは「野菜や果物など加工していない食品」で30.6%であった(図1)。組み合わせでみると、「健康に良い成分を入れたカプセル、錠剤、粉末、液体(いわゆるサプリメント)」のみをあげた人が134人(13.4%)と最も多く、以下、6つの選択肢すべてを選んだ人が121人(12.1%)、「健康に良い成分を入れたカプ

メント)」、「特定保健用食品(トクホ)」、「機能性表示食品」の3つをあげた人が94人(9.4%)の順であった(表1)。以上から、以後の質問に対する回答は、回答者が健康食品と考えているものについての回答であることに留意する必要がある。

セル、錠剤、粉末、液体(いわゆるサプリ

(2)健康食品を初めて利用した年齢

図1 「健康食品」で思い浮かぶもの

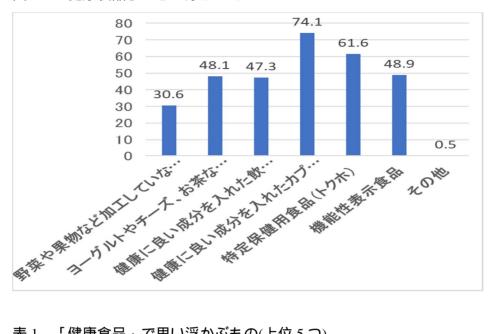


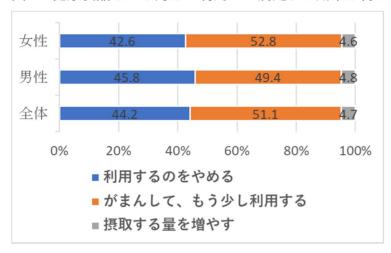
表1 「健康食品」で思い浮かぶもの(上位5つ)

野菜や果物 など加工し ていない食 品	ヨーグルズ、 や 茶な成分 特別ないな 加えてい食品 い加工	健康に良い 成分を入れ た飲料、菓 子、乳製品	健成たれた。 健康分プに にを入せい 大力で ででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	特定保健用 食品(トク ホ)	機能性表示食品	合計
						134
						121
						94
						76
						61

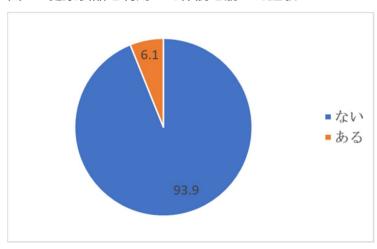
表 2 健康食品を初めて利用した年齢(60代以上)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
男	0	4	5	11	37	43
女	2	1	10	16	34	37
計	2	5	15	27	71	80

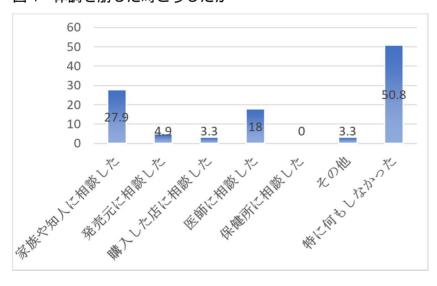
### 図2 健康食品を2か月ほど利用して満足する効果が得られなかった場合



### 図3 健康食品を利用して体調を崩した経験



### 図4 体調を崩した時どうしたか



健康食品を初めて利用した年齢を 60代以上の回答者についてみてみると、60代以上が最も多く 80人(40.0%)、次いで 50代が 71人(35.5%)、40代が 27人(13.5%)と、年代が高くなるにつれて多くなっている。また、女性は男性に比べ、より低い年代から利用し始めていた(表 2)。

(3)健康食品を 2 か月ほど利用して満足する効果が得られなかった場合

健康食品を 2 か月ほど利用して満足す る効果が得られなかった場合に、「利用す るのをやめる」と回答した人が 44.2%、 「がまんして、もう少し利用する」と回答 した人が 51.1%、「摂取する量を増やす」 と回答した人が 4.7%であった。「利用す るのをやめる」と回答した人は女性に比 べて男性の方がわずかに多かった(図 2)。 年代別にみると、「利用するのをやめる」 と回答した人が半数を超えていたのは、 男性の 40代(51%)と女性の 30代(53%)で あった。一方女性の60代以上では62.0% の人が「がまんして、もう少し利用する」 と回答している。また、男性の20代以下、 30 代及び女性の 20 代以下では、「摂取す る量を増やす」と回答した人が9.0%おり、 女性の 30 代でも 7.0%と年代の若い人で 「摂取する量を増やす」と回答した人が 多くみられ、健康食品については、摂取す べき量を守らないことによる健康被害の 発生が指摘されており留意する必要があ る。

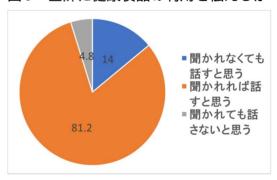
(4)健康食品を利用して体調を崩した経験 これまでに健康食品を利用して体調を 崩したと回答した人が 6.1% あった(図 3)。 男性で 6.4%、女性で 5.4% と男性で多く 見られている。経験した時期については、 2014 年以降が 31 件(50.8%)で、2018 年も 2件あった。症状としては消化器症状が34件(55.7%)と半数以上を占め、次いで皮膚症状が12件(19.7%)となっている。

体調を崩した時に31人(50.8%)は、「特に何もしなかった」と回答している。医師に相談した人は11人(18.0%)で、中には肝機能障害や出血が止まらないなどの症状の人もいた(図4)。

### (5)医師に健康食品の利用を伝えるか

医師に「聞かれなくとも健康食品を利用していることを伝える」と回答した人は 140 人(14.0%)、「聞かれても話さないと思う」と回答した人は 48 人(4.8%)で、大部分の人(81.2%)は「聞かれれば話すと思う」と回答している(図 5)。

図 5 医師に健康食品の利用を伝えるか



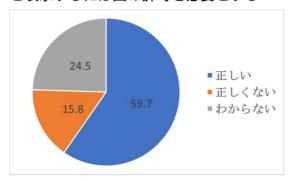
### (6)健康食品についての説明

健康食品に関するいくつかの説明について、正しいと思うかどうかを尋ねた。

健康食品に「機能性表示食品」と表示するには国の許可を必要とする

正しいと回答した人が 59.7%、正しくない(正解)と回答した人が 15.8%と、機能性表示食品の制度についてはまだ、十分には浸透していないことがわかる(図 61)。特に 60 代以上では、70%の人が正しいと誤答している。

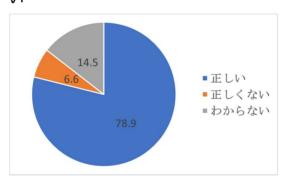
図 6 1 健康食品に「機能性表示食品」と表示するには国の許可を必要とする



健康食品は、病気を予防したり治した りできると表示することはできない

正しい(正解)と回答した人が 78.9%、 正しくないと回答した人が 6.6%と多く の人が理解している(図 6 2)。特に 60 代 以上では 87.5%が正しいと回答している。 それにもかかわらず多くの人がこれらの 効果を期待して健康食品を利用している こととのギャップについて検討する必要 があろう。

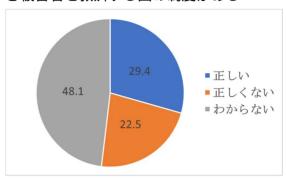
図 6 2 健康食品は、病気を予防したり 治したりできると表示することはできない



健康食品で健康被害が生じたとき被害 者を救済する国の制度がある

正しいと回答した人が 29.4%、正しくない(正解)と回答した人が 22.5%とほぼ拮抗している。しかし、わからないと回答した人が半数近くにのぼっている(図 6

図 6 3 健康食品で健康被害が生じたとき被害者を救済する国の制度がある



(7)健康食品についてのコメントへの賛否 健康食品についてのコメントに対して、 どの程度賛成するかを 0~100 の数値で表 すよう求めた。

健康食品は食品なので決められた量より多く摂取しても大きな害はない

全体の平均は 35.3 であったが、男女で 差がみられ、男が 39.3、女が 31.3 と、男 の方が 8 ポイント高い。分布をみると、 40%近くの人が 20 未満と否定的である一方で、40~60 に合計 20%を超える人のピークがあり、そのようなことがあるかもしれないと考えている人が少なからずいることがわかる(図 7 1)。年代別にみると、男の 20 代以下が 44.1 と最も高く、次いで男の 60 代以上の 41.0 が続いている。一方最も低いのは女の 50 代の 28.0 で、次いで女の 20 代以下の 28.3 となっている。

健康食品をうまく使えば薬のように病気を治したり予防したりすることができる

全体の平均は 37.0 であったが、男女で 差がみられ、男が 40.8、女が 33.3 と、男 の方が 7.5 ポイント高い。分布をみると、

3)。

図7 1 健康食品は食品なので決められた量より多く摂取しても大きな害はない

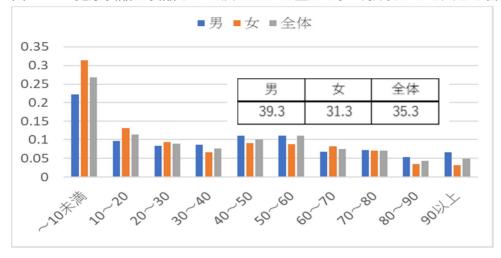


図 7 2 健康食品をうまく使えば薬のように病気を治したり予防したりすることができる

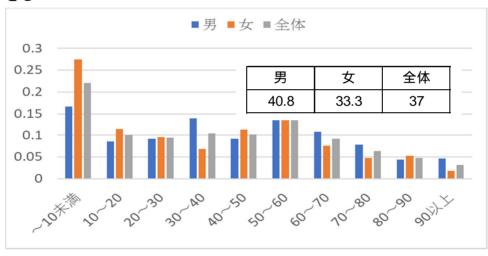
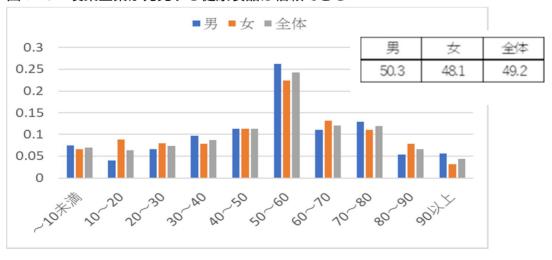


図7 3 製薬企業が発売する健康食品は信頼できる



10 未満と 50~60 の二峰性になっており、 否定的である人がいる一方で、そのよう なことがあるかもしれないと考えている 人が少なからずいることがわかる(図 7 2)。年代別にみると、男の 20 代以下が 43.4 と最も高く、次いで男の 60 代以上の 42.1 が続いている。一方最も低いのは女の 20 代以下の 29.1 で、次いで女の 40 代の 33.2 となっている。

製薬企業が発売する健康食品は信頼で きる

全体の平均は 49.2 と比較的高く、男女で大きな差はみられなかった。分布をみると、50~60 にピークがある(図 7 3)。 年代別にみると、女の 20 代以下が 53.2 と最も高く、次いで男の 30 代の 52.0 が続いている。一方最も低いのは女の 60 代以上の 43.5 で、次いで女の 50 代の 45.5 となっている。

健康食品と違って市販薬(薬局やドラッグストアで買える薬)は副作用があるので長く使うべきではない

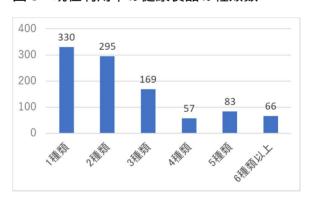
全体の平均は 50.7 と比較的高く、男女で大きな差はみられなかった。分布をみると、10未満、50~60,90以上の3つのピークがある。この結果は、新たなスイッチのTC薬として開発が期待されている生活習慣病薬が、消費者に受け入れられない可能性があることを示唆しているともいえる(図7 4)。年代別にみると、男の60代以上が58.8 と最も高く、次いで女の60代以上の54.9 が続いている。一方最も低いのは男の30代と女の30代の45.0であり、年代による差がみられている。

いろいろな成分が入っている健康食品 ほど効果が高い 全体の平均は34.4であったが、男女で差がみられ、男が38.2、女が30.6と、男の方が7.6ポイント高い。分布をみると、10未満と50~60の二峰性になっており、否定的である人がいる一方で、そのようなことがあるかもしれないと考えている人が少なからずいることがわかる(図75)。年代別にみると、男の20代以下が45.9と最も高く、次いで男の30代の39.9が続いている。一方最も低いのは女の50代の28.8で、次いで女の60代以上の29.1となっている。

#### (8)現在利用中の健康食品の種類数

現在利用中の健康食品の種類数は図 8 の通りである。1 種類のみの人は 330 人(33.0%)で、残りの 670 人(67.0%)は複数の健康食品を利用している。回答の中での最大は 25 種類で、10 種類以上利用している人がこれを含め 24 人(2.4%)いた。

図8 現在利用中の健康食品の種類数



以下の質問に対しては、現在利用中の 健康食品のうち利用し始めてから最も日 が浅いものについて回答を求めた。

(9)その健康食品をどのようにして知ったのか

現在利用している健康食品をどのよう にして知ったのかを尋ねたところ、「家 族・知人から勧められて」が24.6%と最も

図 7 4 健康食品と違って市販薬(薬局やドラッグストアで買える薬)は副作用があるので長く使うべきではない。

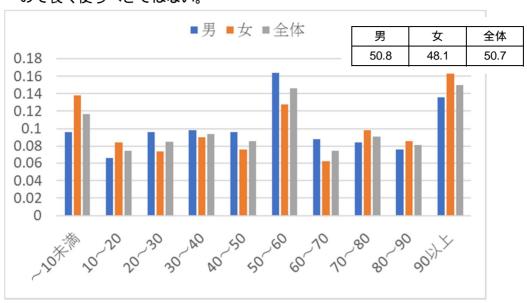
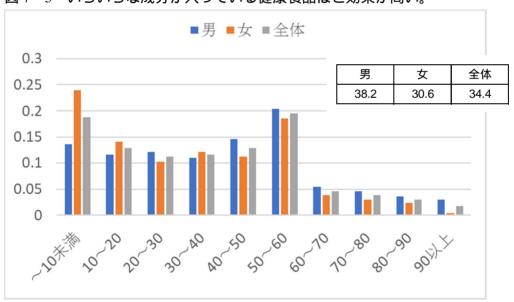
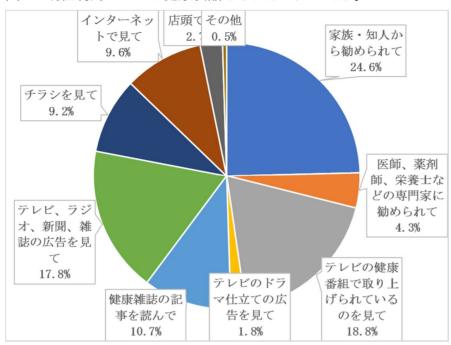


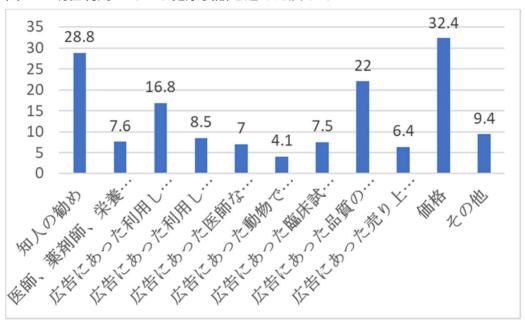
図 7 5 いろいろな成分が入っている健康食品ほど効果が高い。



### 図9 現在利用している健康食品をなにから知ったか。



### 図 10 現在利用している健康食品を選んだ決めて



多く、以下「テレビの健康番組で取り上げられているのを見て」18.8%、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌の広告を見て」17.8%、「健康雑誌の記事を読んで」10.7%、「インターネットを見て」9.6%の順であった(図 9)。「インターネットを見て」が比較的上位に来ているのは、web 調査の回答者であることに留意する必要があろう。

(10)現在利用している健康食品を選んだ決めて

現在利用している健康食品を選んだ決め手について選択肢の中から 3 つ以内で選んでもらった。最も多くの人が選択したのは、「価格」の 32.4%で、以下「家族・知人の勧め」28.8%、「広告にあった品質の保証」22.0%、「広告にあった利用した人の経験談」16.8%の順であった(図 10)。選択した組み合わせで見てみると、「家族・知人の勧め」のみが 18.4%と最も多く、以下「価格」のみ17.5%、「広告にあった品質の保証」のみ6.5%、「広告にあった利用した人の経験談」のみ4.6%、「医師、薬剤師、栄養士などの専門家の勧め」のみ3.6%の順であった。

(11)健康食品を選ぶ判断に与える影響の度合い

広告でしばしば見かける内容について、 健康食品を選ぶ際の判断にどの程度の影響を与えるかを尋ねた。

健康食品を利用した人の経験談

影響の度合いの全体の平均は 51.8 で、 男女で大きな差はみられない。分布をみると、50~60 に大きなピークがみられる。 仮に多少なりとも影響を受ける人を 60 以上とすると、40.4%がこれに該当する(図11 1)。年代別にみると、男の 20 代以下が 58.7 と最も高く、次いで女の 20 代以下 の 57.4 が続いている。一方最も低いのは 男の 50 代の 46.8 で、次いで女の 60 代以 上の 48.4 となっている。男女とも若い人 ほど影響を受けると回答する傾向がみら れた。

#### 利用者のアンケート結果

影響の度合いの全体の平均は 49.1 で、 男女で大きな差はみられない。分布をみると、50~60 に大きなピークがみられる。 仮に多少なりとも影響を受ける人を 60 以上とすると、36.3%がこれに該当する(図11 2)。年代別にみると、女の 20 代以下が 56.3 と最も高く、次いで男の 20 代以下の 55.0 が続いている。一方最も低いのは女の 50 代の 43.7 で、次いで男の 50 代の44.0 となっている。男女とも若い人ほど影響を受けると回答する傾向がみられた。

### 医師などの専門家の推奨

影響の度合いの全体の平均は 57.4 で、 男女で大きな差はみられない。分布をみると、50~60 と 70~80 に二つのピークが みられる。仮に多少なりとも影響を受け る人を 60 以上とすると、半数を超える 50.7%がこれに該当する(図 11 3)。年代 別にみると、男の 60 代以上と女の 20 代 以下とが伴に 60.0 と最も高くなっている。 一方最も低いのは男の 50 代の 53.7 で、次 いで女の 50 代の 56.2 となっている。

### 売り上げのランキング

影響の度合いの全体の平均は 46.3 で、 男女で大きな差はみられない。分布をみると、10 以下と 50~60 を中心とした二つのピークがみられる。仮に多少なりとも影響を受ける人を 60 以上とすると、半数を超える 34.0% がこれに該当する(図 114)。年代別にみると、男の 20 代以下が 54.1と最も高く、次いで女の 20 代以下の 53.5

図 11 1 健康食品を利用した人の経験談

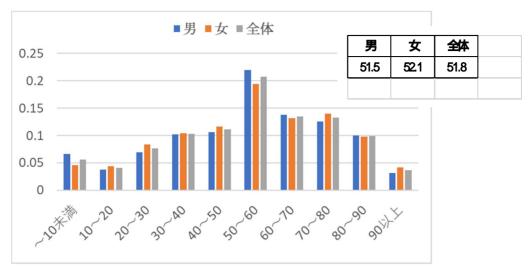


図 11□2 利用者のアンケート結果

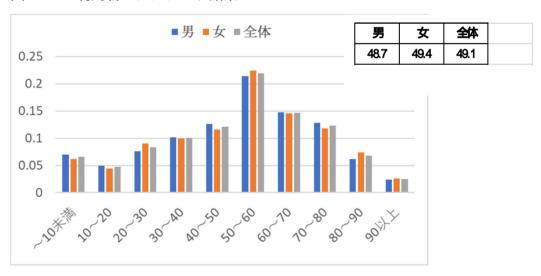
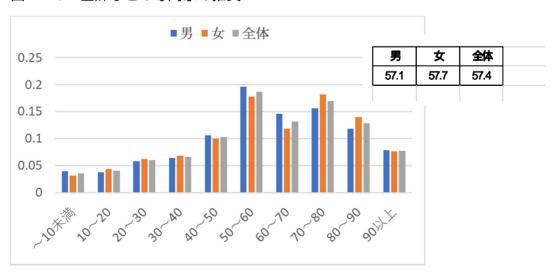


図 11 3 医師などの専門家の推奨



が続いている。一方最も低いのは男の 50 代の 38.4 で、次いで女の 60 代以上の 41.7 となっている。

(12)健康食品の広告でよく見かける文言 についての認識

健康食品の広告でよく見かける文言に ついてどのような印象を持つかを尋ねた。 天然の成分とか自然の素材を使用して いる製品は安心できる

全体の平均は 57.0 と比較的高かったが、 男女で差がみられ、男が 57.9、女が 56.1 と、男の方が 1.8 ポイント高い。分布をみると、50~60 にピークがみられ、それより上に偏りがみられる。仮に多少なりともそう思うと考える人を60以上とすると、49.6%とほぼ半数がこれに該当する。なお、80 以上の人が 18.9%を占めている(図12 1)。年代別にみると、男の 40 代が 60.7と最も高く、次いで男の 60 代以上の 58.8が続いている。一方最も低いのは女の 20代の 53.2 で、次いで女の 60 代以上の 53.8となっている。

国産の成分を使用している製品は安心 できる

全体の平均は 59.4 と比較的高かったが、 男女で差がみられ、男が 58.0、女が 60.8 と、女の方が 2.8 ポイント高い。分布をみ ると、50~60 にピークがみられ、それよ り上に偏りがみられる。仮に多少なりと もそう思うと考える人を60以上とすると、 53.5%と半数以上の人がこれに該当する。 なお、80 以上の人が 23.1%を占めている (図 13 2)。年代別にみると、女の 50 代が 63.4 と最も高く、次いで、男の 40 代の 61.6 が続いている。一方最も低いのは男の 50 代の 54.3 で、次いで男の 30 代の 56.9 と なっている。

「臨床試験済み」とある製品は効果や安全性が高い

全体の平均は 59.6 と比較的高かったが、 男女で差がみられ、男が 58.3、女が 60.8 と、女の方が 2.5 ポイント高い。分布をみると、50~60 と 70~80 に二つのピークが みられ、上に偏りがみられる。仮に多少なりともそう思うと考える人を 60 以上とすると、54.5%と半数以上の人がこれに該当する。 なお、80 以上の人が 21.2%を占めている(図 13 3)。年代別にみると、女の50 代が 62.6 と最も高く、次いで男の 20代以下の 61.0 が続いている。一方最も低いのは男の 30 代の 56.1 で、次いで男の50代の 57.0 となっている。

#### D. 考察

平成 26 年の東京都の調査<sup>2</sup>によれば、健康食品の使用によって、体の不調を感じたことがある人の割合は 4.2%となっている。平成 27 年 12 月の食品安全委員会事務局による「いわゆる「健康食品」について」<sup>3</sup>では、この東京都の調査結果を含め類似の調査での割合は、0.5~7.1%との数値であったとしている。今回実施した現在健康食品を利用している消費者を対象としたweb調査(以下「web調査」という)の結果でも、「健康食品を利用して体調を崩した経験」を有する人の割合は 6.1%とこの範囲に入っている。この報告では、

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 平成 26 年度東京都福祉保健基礎調査「都民の 健康と医療に関する実態と意識」

http://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.data/kenkosyokuhin\_pamphlet.pdf

図 11 4 売り上げのランキング

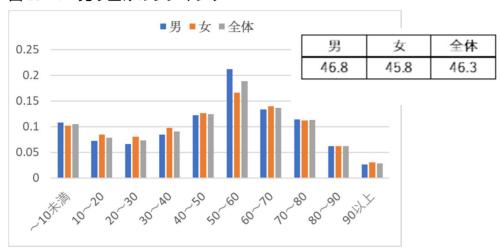


図 12 1 天然の成分とか自然の素材を使用している製品は安心できる

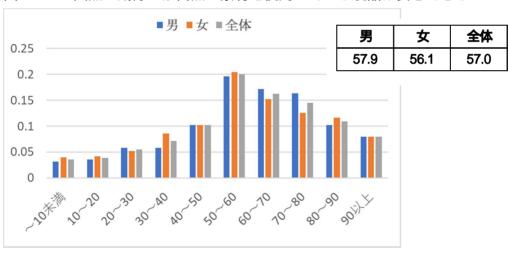


図 12 2 国産の成分を使用している製品は安心できる

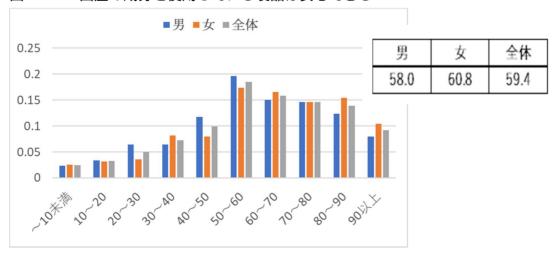
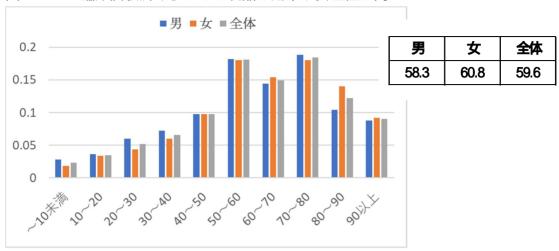


図 12-3 「臨床試験済み」とある製品は効果や安全性が高い



国民の4~6割が健康食品を摂っていると 紹介しており、仮に平均20年間健康食品 を摂取しているとすると、1年あたり約27 万人から 1.3 万人が健康食品の使用によ って体の不調を感じていることになる。 事故情報データバンクシステムへの登録 は増えたとはいえ年間1900件程度である から、登録されている情報はそのごくご く一部に過ぎない。なお、その内容を詳細 にみると、金銭的なトラブルが伴ったも のが大部分で、生じた健康被害の重篤さ を反映したものではない。web 調査の結果 からみても体調を崩した時に特に何もし なかった人が半数を超えており、医師に 相談した人は 18%にとどまっていること から、健康被害の多くは軽いものであり、 健康被害の経験の有無を尋ねるような調 査をしなければ表には出てこないものが 多くを占めていることが伺える。ただし、 数が少ないにしても重大な健康被害を生 じた例があることも事実である。web 調査 でも、「肝機能障害」や「出血が止まらな い」などの記載があった。

web 調査の 61 件の健康被害で、回答者が原因であると考えている健康食品の種類を見てみると、ビタミンなどの栄養機能食品が 12 件、特定保健用食品のお茶が 3 件、機能性表示食品が 2 件、いわゆる健康食品が任といわゆる健康食品が圧倒的に多い。なお、医薬品を健康食品と誤認して報告しているものが 2 件含まれていた。

健康食品による健康被害を考えるとき、疾患の治療のために健康食品を摂取し治療の機会を逸したり、病気を悪化させたり、あるいは治療薬との相互作用により健康被害を生じるケースがあることに留

意する必要がある。これらは、健康食品による健康被害の調査では把握されない可能性があり、場合によってはより重大な結果を招くことも考えられる。Web 調査では、聞かれなくても医師に健康食品の利用を伝えると回答した人は14%に過ぎず、一方聞かれれば話すとした人は81%にのぼっていることから、医療関係者は患者に健康食品の摂取の有無を積極的に確認することが必要であろう。

消費者は、健康食品を何らかの効果を 期待して摂取している。Web 調査によれ ば、その健康食品を知ったきっかけは家 族や知人に勧められたケースを除けば、 ほとんどが企業による広告である。勧め た家族や知人がどのようにしてその製品 を知ったのかは不明であるが、おそらく 企業による広告を通じてであるものは少 なくないだろう。企業が行う健康食品の 有効性に関する広告を信じてその健康食 品を摂取し、一部で健康被害を生じてい るとすれば、企業の行う広告について厳 しく監視する必要があることは当然のこ とであろう。健康食品の広告は、景品表示 法と健康増進法により規制される。健康 食品の有効性に関する広告については、 景品表示法ではその広告が「実際よりも 著しく優良である」ことを示すものを禁 止し、健康増進法では健康保持増進効果 等について「著しく事実に相違する表示」 または「著しく人を誤認させる表示」を禁 止しているにすぎず、健康保持増進効果 を表示することそのものを禁止している わけではない。そのために健康食品の広 告では、医薬品の広告では好ましくない とされている、医師等の推奨や、使用者の 経験談、利用者のアンケート結果などを

駆使して消費者に利用を促している。 企業の健康食品の有効性に関する広告に 誘発されてその健康食品を使用し、結果 として健康被害を生じている事例がある のであれが、医薬品医療機器等法の無許 可医薬品として取り締まることも考慮す べきではないかと考える。

#### E. 結論

一般用医薬品等の広告が厳しく規制されている一方で健康食品の有効性に関する広告が比較的野放しになっていることから、健康食品の有効性に関する広告の実態を把握するとともに、それが消費者に健康被害をもたらすことがあるのかどうかについて検証することとした。

「成分+癌」のキーワードで google の 検索エンジンを用いた検索結果の上位に は、個人のブログや研究会の幼果をデータを交えながら自由に対する効果をで、 タを交えながら自由に見えるが、イタを交えなサイトのように見えるが、イクのように見えるが、イクの中には、いわゆるアフィリ、また、と思われるものもあり、また、と思われるものと関係があるようにとえ、製品接向に対している。たとえ、製品接向に対している。 がの情報を持ってインターネットに検索をかけた消費者はそのように認識するに仕向けられている。

「事故情報データバンクシステム」を「健康食品」かつ「事故情報」のキーワードで検索すると 2009 年 4 月 ~ 2018 年 3 月に登録されたものは 7763 件であった。事業が開始された当初は 280 件前後の登録件数であったが、2016 年度には 2000 件近

くに増加している。対象とした最近の事例 500 件中少なくとも 300 件については、被害者はそれを販売する企業による広告を見て購入するに至ったと推測することができる。

健康食品の使用によって体の不調を感じたことがある人の割合は、今回実施した消費者を対象とした web 調査の結果では 6.1%となっている。web 調査の結果からみても体調を崩した時に特に何もしなかった人が半数を超えており、医師に相談した人は 18%にとどまっていることがら、健康被害の多くは軽いものであり、健康被害の経験の有無を尋ねるような調査をしなければ表には出てこないものが大部分であることが伺える。ただし、数が少ないにしても重大な健康被害を生じた例があることも事実であり web 調査でも、

「肝機能障害」や「出血が止まらない」な どの記載があった。健康食品による健康 被害を考えるとき、疾患の治療のために 健康食品を摂取し治療の機会を逸したり、 病気を悪化させたり、あるいは治療薬と の相互作用により健康被害を生じるケー スがあることに留意する必要がある。こ れらは、健康食品による健康被害の調査 では把握されない可能性があり、場合に よってはより重大な結果を招く恐れがあ る。Web 調査では、聞かれなくても医師に 健康食品の利用を伝えると回答した人は 14%に過ぎず、一方聞かれれば話とした 人は81%にのぼっていることから、医療 関係者はこのことを念頭に患者に健康食 品の摂取の有無を積極的に確認すること が必要である。

消費者は、健康食品を何らかの効果を 期待して摂取している。Web 調査によれ ば、ほとんどが企業による広告である。企 業が行う健康食品の有効性に関する広告 を信じてその健康食品を摂取し、一部で 健康被害を生じているとすれば、企業の 行う広告について厳しく監視する必要が あることは当然のことであろう。健康食 品の広告は、景品表示法と健康増進法に より規制されるが、いずれも健康保持増 進効果を表示することそのものを禁止し ているわけではない。そのために健康食 品の広告では、医薬品の広告では好まし くないとされている、医師等の推奨や、使 用者の経験談、利用者のアンケート結果 などを駆使して消費者に利用を促してい る。企業の健康食品の有効性に関する広 告に誘発されてその健康食品を使用し、

結果として健康被害を生じている事例があるのであれば、医薬品医療機器等法に基づき無許可医薬品として取り締まることも考慮すべきではないかと考える。

## F.健康危険情報 該当なし

### G. 研究発表

## 1.学会発表

白神誠:健康食品の広告の問題点;日本薬学会第 138 年会一般シンポジウム「いわゆる健康食品について薬剤師が知っておくべきこと、金沢、2018年3月

H. 知的財産権の出願・登録状況 該当なし

### 資料 1 消費者 web 調査調査票

- Q1.「健康食品」というと、どのようなものを思い浮かべますか。次のうち該当するものをすべて選んでください。(複数選択可)
- 1 野菜や果物など加工していない食品
- 2 ヨーグルトやチーズ、お茶など、特別な成分加えていない加工食品
- 3 健康に良い成分を入れた飲料、菓子、乳製品
- 4 健康に良い成分を入れたカプセル、錠剤、粉末、液体(いわゆるサプリメント)
- 5 特定保健用食品(トクホ)
- 6 機能性表示食品
- 7 その他
- Q2.健康食品を初めて利用したのは何歳 くらいからですか。(数値記入)
- Q3.健康食品を 2 か月ほど利用して満足する効果が得られなかった場合、どうすると思いますか。(1つ選択)
- 1 利用するのをやめる
- 2 がまんして、もう少し利用する
- 3 摂取する量を増やす
- Q4.健康食品を利用して体調を崩した経験はありますか。(1つ選択)
- 1 ない
- 2 ある
- Q5-1. それはいつ頃、何を利用したときで、どんな具合でしたか。-発現した時期
- Q5-2. それはいつ頃、何を利用したときで、 どんな具合でしたか。-利用した商品名(または成分名)
- Q5-3. それはいつ頃、何を利用したときで、どんな具合でしたか。-発現した症状など
- Q6. その時どうしましたか。当てはまるものをすべて選んでください。(複数選択可)
- 1 家族や知人に相談した
- 2 発売元に相談した
- 3 購入した店に相談した
- 4 医師に相談した

- 5 保健所に相談した
- 6 その他
- 7 特に何もしなかった
- Q7. お医者さんに掛かったとき、健康食品を利用していることを話しますか。(1つ選択)
- 1 聞かれなくても話すと思う
- 2 聞かれれば話すと思う
- 3 聞かれても話さないと思う
- Q8.健康食品についての次の説明は正しいと思いますか。(それぞれ1つずつ選択) Q8-1.健康食品に「機能性表示食品」と表示するには国の許可を必要とする
- 1 正しい
- 2 正しくない
- 3 わからない
- Q8-2.健康食品は、病気を予防したり治したりできると表示することはできない
- 1 正しい
- 2 正しくない
- 3 わからない
- Q8-3.健康食品で健康被害が生じたとき被害者を救済する国の制度がある
- 1 正しい
- 2 正しくない
- 3 わからない
- Q9-1.健康食品は食品なので決められた量より多く摂取しても大きな害はない
- Q9-2 .健康食品をうまく使えば薬のように病気を治したり予防したりすることができる
- Q9-3. 製薬企業が発売する健康食品は信頼できる
- Q9-4.健康食品と違って市販薬(薬局やドラッグストアで買える薬)は副作用があるので長く使うべきではない
- 09-5. いろいろな成分が入っている健康食品ほど効果が高い

- Q10.現在何種類の健康食品を利用していますか。(数値記入)
- Q11-1.現在利用している健康食品の商品名(または成分)は何ですか。 また、どういうことが気になって(期待して)それを利用しているのですか。 利用を始めたのは何歳くらいからですか。-商品名(または成分)
- Q11-2.現在利用している健康食品の商品名(または成分)は何ですか。 また、どういうことが気になって(期待して)それを利用しているのですか。 利用を始めたのは何歳くらいからですか。-気になって(期待して)いることなど
- Q11-3.現在利用している健康食品の商品名(または成分)は何ですか。 また、どういうことが気になって(期待して)それを利用しているのですか。 利用を始めたのは何歳くらいからですか。-利用し始めた時期
- Q12. その健康食品を初めて知ったのはなにからでしょうか。(1つ選択)
- 1 知人から勧められて
- 2 医師、薬剤師、栄養士などの専門家に勧められて
- 3 テレビの健康番組で取り上げられているのを見て
- 4 テレビのドラマ仕立ての広告を見て
- 5 健康雑誌の記事を読んで
- 6 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌の広告を見て
- 7 チラシを見て
- 8 その他
- Q13.その健康食品を利用する決めてとなったのは何でしたか。主なものを3つ以内で選んでください。(3つまで選択可)
- 1 知人の勧め
- 2 医師、薬剤師、栄養士などの専門家の勧め
- 3 広告にあった利用した人の経験談
- 4 広告にあった利用した人のアンケート結果
- 5 広告にあった医師などの専門家の推奨
- 6 広告にあった動物での試験結果や実験の結果
- 7 広告にあった臨床試験の結果
- 8 広告にあった品質の保証
- 9 広告にあった売り上げの多さ
- 10 価格
- 11 その他

- Q14.健康食品を利用した人の経験談は、あなたがその健康食品を利用するかどうかの 判断に、どの程度影響を与えると思いますか。あてはまる度合いにスライダーを移動さ せてください。
- Q15.利用者のアンケート結果は、あなたがその健康食品を利用するかどうかの判断に、 どの程度影響を与えると思いますか。あてはまる度合いにスライダーを移動させてくだ さい。
- Q16.医師などの専門家の推奨は、あなたがその健康食品を利用するかどうかの判断に、 どの程度影響を与えると思いますか。あてはまる度合いにスライダーを移動させてくだ さい。
- Q17.健康食品の売り上げのランキングは、あなたがその健康食品を利用するかどうかの判断に、どの程度影響を与えると思いますか。あてはまる度合いにスライダーを移動させてください。
- Q18-1.天然の成分とか自然の素材を使用している製品は安心できる
- Q18-2. 国産の成分を使用している製品は安心できる
- Q18-3.「臨床試験済み」とある製品は効果や安全性が高

## 別添 5

# 研究成果の刊行に関する一覧表

該当なし